

令和8年5月定例会

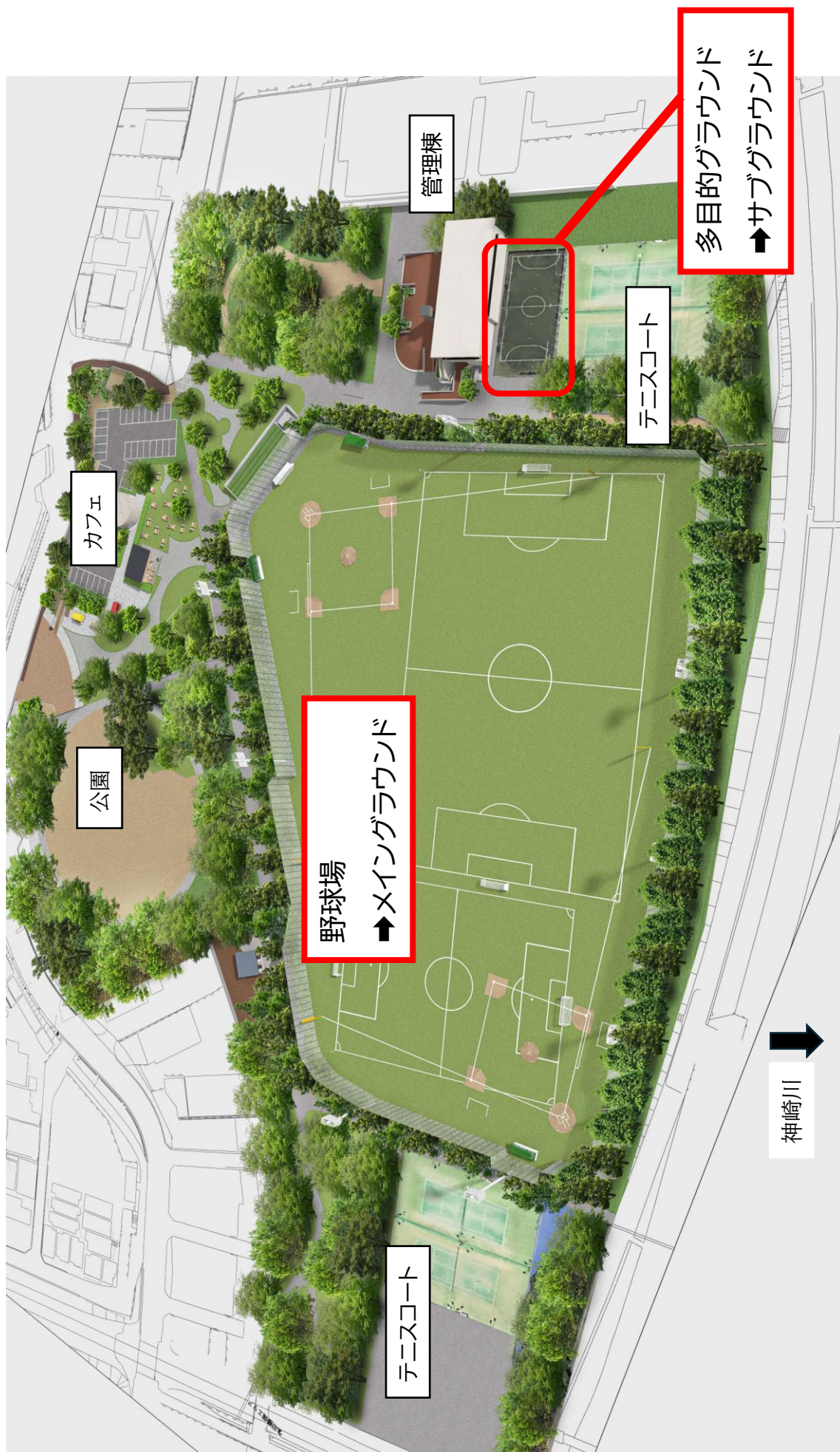
(2 0 2 6 年)

市議会議案参考資料

(各常任委員会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ペ ー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第45号	都市魅力	5	吹田市立中の島スポーツグラウンド完成予定図	塩 見		
議案第47号	福 祉	7	「吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針」素案と確定版 新旧対照表	五 十 川	矢 野	
議案第47号	福 祉	9	事業譲渡の成立時及び不成立時における今後のスケジュール	五 十 川		
議案第47号	福 祉	11	吹田市と吹田市介護老人保健施設事業団（理事会、評議員会を含む。）及び事業団職員等との協議や説明の経緯並びに使用した資料	五 十 川	柿 原	
議案第47号	福 祉	13	譲渡予定対象備品一覧	五 十 川		
議案第47号	福 祉	14	吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針の実施における事業団と吹田市の役割	五 十 川		
議案第47号	福 祉	15	吹田市介護老人保健施設における入所者の認定区分	五 十 川		
議案第47号	福 祉	16	吹田市介護老人保健施設の土地鑑定に係る予算流用詳細	柿 原		
議案第47号	福 祉	17	一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団定款	柿 原		
議案第47号	福 祉	24	吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針（素案）に対するパブリックコメントで寄せられた全ての意見	柿 原		
議案第47号	福 祉	68	市内民間介護老人保健施設の稼働状況	矢 野		
議案第47号	福 祉	69	吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針における大規模改修費・解体撤去費の積算根拠	矢 野		
議案第47号	福 祉	70	公設の介護老人保健施設を民間に事業譲渡した近隣自治体の主な事例	矢 野		
議案第47号	福 祉	71	買戻し特約の詳細	矢 野		



「吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針」素案と確定版 新旧対照表

_____は改正箇所

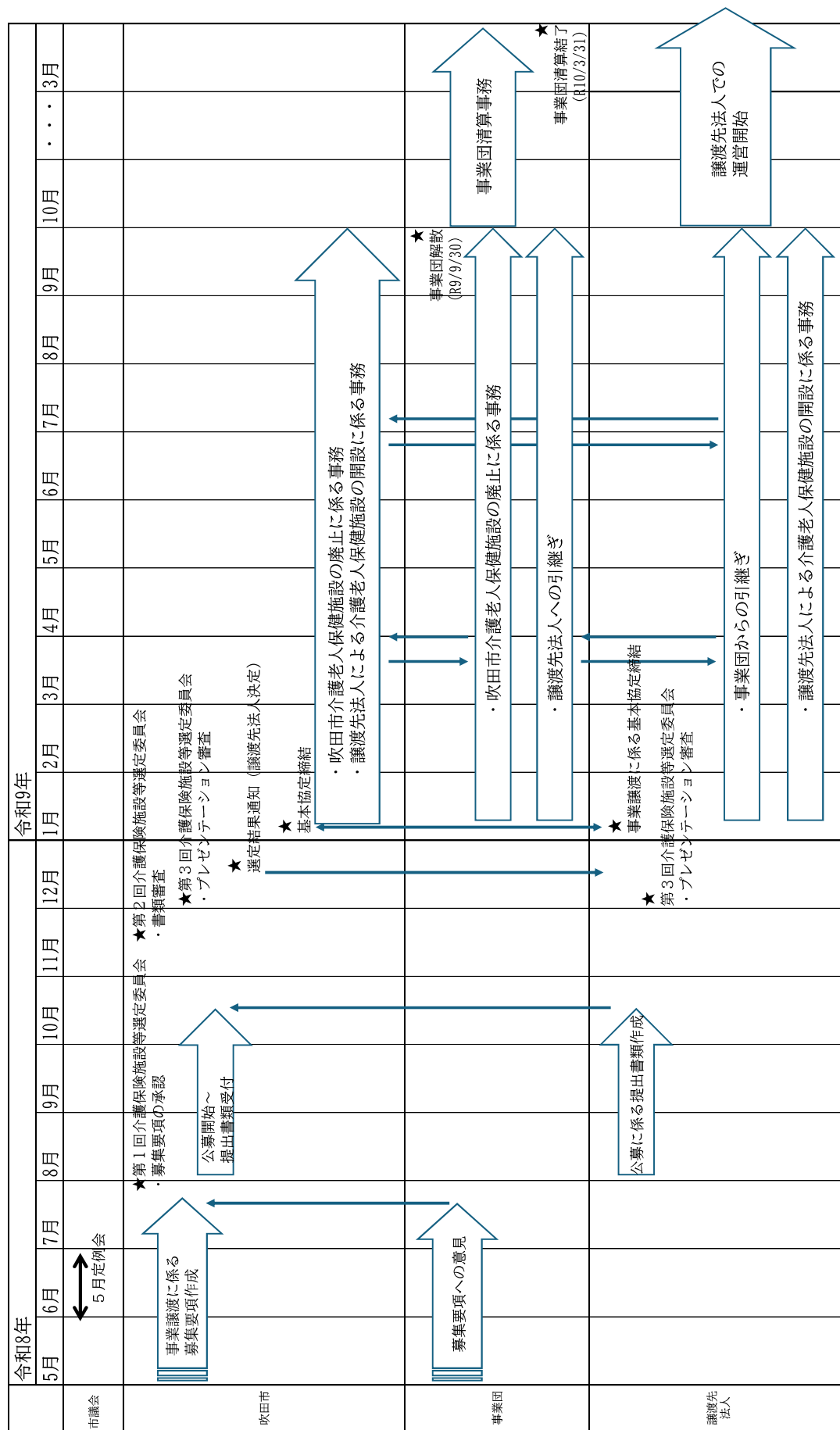
素	案	確	定	版
素	案	確	定	版
目次	目次	目次	目次	目次
1 はじめに	1 はじめに	1 はじめに	1 はじめに	1 はじめに
2 吹田市介護老人保健施設の概要	2 吹田市介護老人保健施設の概要	2 吹田市介護老人保健施設の概要	2 吹田市介護老人保健施設の概要	2 吹田市介護老人保健施設の概要
3 市内の介護老人保健施設の状況	3 市内の介護老人保健施設の状況	3 市内の介護老人保健施設の状況	3 市内の介護老人保健施設の状況	3 市内の介護老人保健施設の状況
4 吹田老健に対する主な市の支出	4 吹田老健に対する主な市の支出	4 吹田老健に対する主な市の支出	4 吹田老健に対する主な市の支出	4 吹田老健に対する主な市の支出
5 一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団の概要	5 一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団の概要	5 一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団の概要	5 一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団の概要	5 一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団の概要
6 事業団の経営状況	6 事業団の経営状況	6 事業団の地域連携・地域貢献への取組	6 事業団の地域連携・地域貢献への取組	6 事業団の地域連携・地域貢献への取組
7 吹田老健及び事業団のあり方についての比較検討	7 吹田老健及び事業団のあり方についての比較検討	7 事業団の経営状況	7 事業団の経営状況	7 事業団の経営状況
8 吹田老健のあり方についての今後の方向性	8 吹田老健のあり方についての今後の方向性	8 吹田老健及び事業団のあり方についての比較検討	8 吹田老健及び事業団のあり方についての比較検討	8 吹田老健及び事業団のあり方についての比較検討
9 今後の諸課題	9 今後の諸課題	9 吹田老健のあり方についての今後の方向性	9 吹田老健のあり方についての今後の方向性	9 吹田老健のあり方についての今後の方向性
		10 今後の諸課題	10 今後の諸課題	10 今後の諸課題

「吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針」素案と確定版 新旧対照表

_____は改正箇所

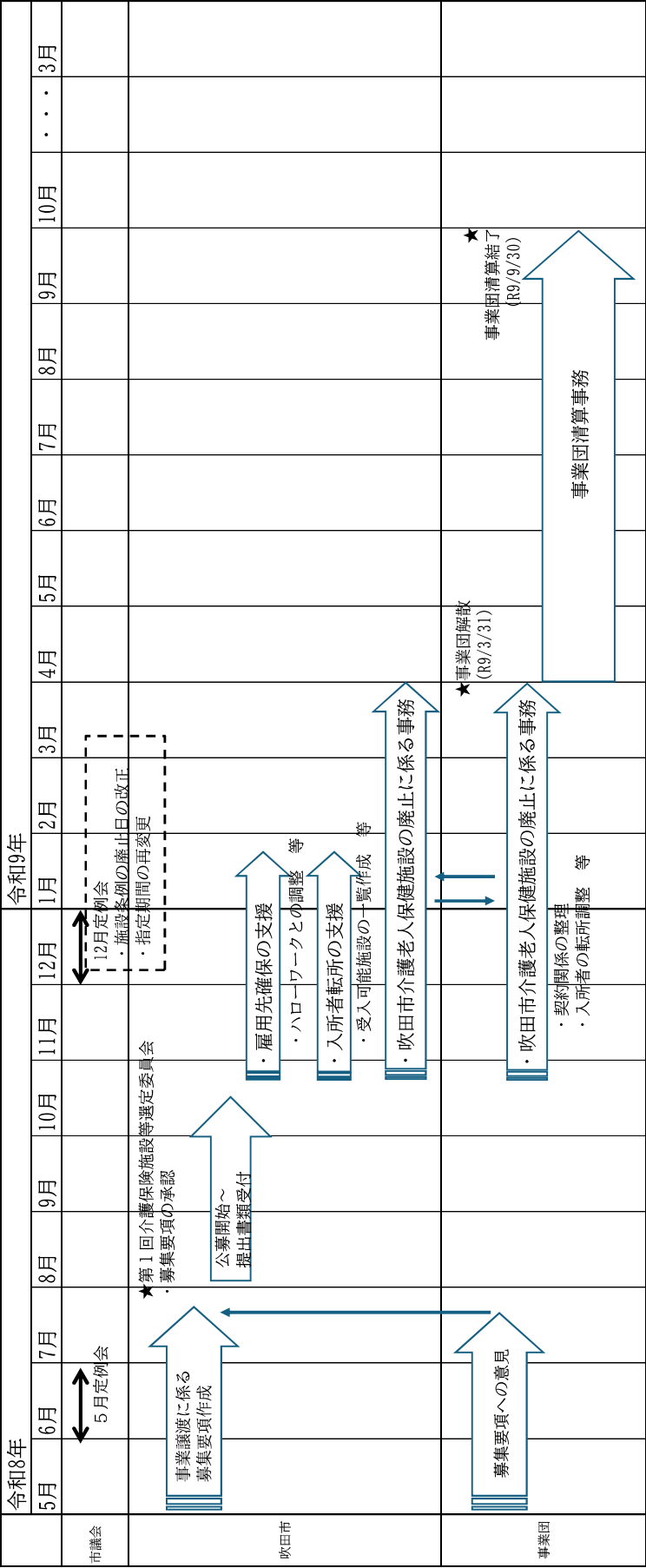
素案	案	確定版
1 、 5	全 文 -----略-----	全 文 -----略-----
6 事業団の経営状況		6 事業団の地域連携・地域貢献への取組
7 吹田老健及び事業団のあり方についての比較検討		<u>事業団では、吹田老健が地域に開かれた施設となり、地域福祉の増進に寄与することを理念に掲げ、地域との連携を大切にした施設運営に長年にわたって取り組む、地域との信頼関係を構築してきました。回想法</u>
8 吹田老健のあり方についての今後の方向性		<u>ボランティアや傾聴ボランティアの人材育成と活動支援を行うなど、多くのボランティアとの協働によりサービスの充実を図るほか、地域住民の交流の場として認知症カフェを開催し、ボランティアや認知症当事者が運営に関わる環境を整備することで認知症に関する正しい知識の普及や理解の促進に貢献してきました。</u>
9 今後の諸課題		7 事業団の経営状況
		8 吹田老健及び事業団のあり方についての比較検討
		9 吹田老健のあり方についての今後の方向性
		10 今後の諸課題

1 事業譲渡成立時のスケジュール（予定）



事業譲渡の成立時及び不成立時における今後のスケジュール

2 事業譲渡不成立時のスケジュール（予定）



令和8年（2026年）6月15日時点						
番号	年	月日	項目	出席 人数	主な内容	使用した資料
1	令和7年 (2025年)	10月1日	事業団への情報共有	1名	・9月定例会についての情報共有 (運営費負担金に係る補正予算及び附帯決議の概要について)	資料なし（口頭）
2		10月8日～	他市事例調査	－	・電話によるヒアリング ・ホームページ等による情報収集	－
3		10月15日	事業団への情報共有	1名	・附帯決議PDFデータ送付	附帯決議PDFデータ
4		10月24日～ 11月18日	事業譲渡に係る事前調査	－	・民間事業者へのヒアリング	－
5		11月25日～ 12月19日	事業譲渡に係る意向調査	－	・民間事業者への書面による意向調査	－
6		11月26日	事業団への情報共有	7名	・意向調査についての説明	資料なし（口頭）
7	令和8年 (2026年)	1月9日	事業団への情報共有	2名	・意向調査結果の共有	資料なし（口頭）
8		1月15日	企画会議	－	・以下の方向性を確認 ①公の施設としては廃止 ②民間事業者への事業譲渡を進める ③やむを得ず事業譲渡が成立しない場合は、事業廃止を検討	企画会議資料
9		1月28日	事業団役員等（理事、監事、評議員）説明会	9名	・今後の方向性について説明	1月15日開催企画会議資料（抜粋）
10		2月3日	あり方方針（素案）完成	－	－	－
11		2月4日	事業団への情報共有	5名	・2月6日開催 事業団職員説明会事前協議	資料なし（口頭）

番号	年	月日	項目	出席 人数	主な内容	使用した資料
12	令和8年 (2026年)	2月6日	事業団職員説明会①	約40名	・あり方方針（素案）についての説明	あり方方針（素案）
13		2月10日～ 3月11日	パブリックコメント実施	－	－	－
14		2月18日	事業団職員説明会②	約10名	・あり方方針（素案）についての説明	あり方方針（素案）
15		3月13日	事業団への情報共有	2名	・今後の方向性について説明及び情報共有	資料なし（口頭）
16		3月26日	事業団理事会	8名	・事業団事務局からあり方方針（素案）についての説明	－
17		3月30日	事業団職員との意見交換会	約10名	・あり方方針（素案）についての説明	あり方方針（素案）
18		3月31日	事業団評議員会	9名	・事業団事務局からあり方方針（素案）についての説明	－
19		3月31日	パブリックコメント実施 結果公表	－	・提出意見及び市の考え方、あり方方針公表	－
20		4月10日	事業団労働組合員との意見 交換会	3名	・あり方方針についての説明及び意見交換	資料なし（口頭）
21		4月22日	公共施設最適化推進委員会	－	・吹田市介護老人保健施設の事業譲渡に伴う 土地建物の取扱いについての方向性の確認	公共施設最適化推進委員会資料
22		4月24日	実施計画の承認	－	・吹田市介護老人保健施設の事業譲渡	－
23		5月14日	事業団理事会	9名	・事業団事務局からあり方方針についての説明	－
24		5月19日	片山地区連合自治会長説明	1名	・あり方方針についての説明	あり方方針
25		5月20日	地域ボランティア等説明会	約35名	・あり方方針についての説明	あり方方針
26		5月25日	事業団評議員会	9名	・事業団事務局からあり方方針についての説明	－
27		6月1日	事業団職員説明会③	約18名	・5月定例会 議案についての説明	・議案第47号参考資料 ・議案第60号参考資料 ・議案第63号参考資料

※ 表中の「事業団」は「一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団」の略称

※ 表中の「あり方方針」は「吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後のあり方に関する方針」の略称

譲渡予定対象備品一覧

品目	主な品名
電子機器・OA 機器	IC レコーダー、ノートパソコン、プロジェクター、液晶テレビ、複合プリンターなど
家具	OA チェア、応接椅子、会議机、安楽椅子、食堂机、ベッド、ベンチなど
医療機器	パルスオキシメーター、血圧計、心電計、吸引器、車椅子体重計、滅菌器、煮沸消毒器、錠剤粉碎機など
厨房機器	オーブン・レンジ、ガスレンジ、ミキサー、ガス釜、食器洗機、配膳台、包丁・まな板殺菌庫など
入浴・衛生用品	シャワーチェア、ポータブルトイレ、タオル蒸し器、ウォームレット、シャワー用車椅子、ドライヤー、入浴用椅子など
車椅子・移動補助具	車椅子各種、歩行器、歩行車、リクライニング車椅子、押し車、手すり、車椅子用スロープ、四脚杖など
リハビリ・訓練器具	訓練器具、握力計、マット付プラットホームなど
家電製品	洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍・冷蔵庫、掃除機、除湿機、スポットクーラーなど
収納・保管	更衣ロッカー、物置、収納庫、医療用器具戸棚、薬品戸棚、キャビネットなど
その他	自転車、電動自転車、傘置台、単車、身体障がい者等輸送車、刈掃機、電気ドリル、粘土作品乾燥棚など

吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の
今後のあり方に関する方針の実施における事業団と吹田市の役割

	内容	役割分担※	
		事業団	市
1	必要となる予算措置		○
2	条例・規則等の改廃手続き		○
3	譲渡先法人の選定		○
4	入所者への対応	○	○
5	事業団職員への対応	○	○
6	関係者（地域のボランティア等）への説明・周知	○	○
7	事業団清算手続き	○	

※役割分担の該当箇所に「○」を記載

吹田市介護老人保健施設における入所者の認定区分

認定区分	長期入所人数	短期入所人数	入所者計	割合
要介護度 1	7人	0人	7人	10.1%
要介護度 2	11人	0人	11人	15.9%
要介護度 3	16人	0人	16人	23.2%
要介護度 4	27人	1人	28人	40.6%
要介護度 5	7人	0人	7人	10.1%
合計	68人	1人	69人	100%
平均要介護度	要介護度3.24	要介護度4.00	要介護度3.25	-

※令和8年（2026年）5月31日時点

吹田市介護老人保健施設の土地鑑定に係る予算流用詳細

1 流用理由

令和 8 年（2026 年）5 月定例会に吹田市介護老人保健施設の事業譲渡に係る関連議案を提案するにあたり、本市としての意思決定の過程において、当該施設の土地及び建物の適正な経済価値を把握する必要があったが、令和 8 年 1 月 15 日開催の企画会議で方向性が確認された時点では、令和 8 年 2 月定例会での予算提案に間に合わなかったことから、流用による緊急的な財源措置を行ったもの。

2 執行科目及び執行額

令和 7 年度（2025 年度）一般会計

（款）民生費 （項）社会福祉費 （目）老人福祉費

（大事業）介護保険サービス整備等事業 （小事業）介護保険施設管理事業

（節）役務費 （細節）手数料 （細々節）不動産鑑定手数料

執行額 838,200 円

3 流用財源科目及び流用額

令和 7 年度（2025 年度）一般会計

（款）民生費 （項）社会福祉費 （目）老人福祉費

（大事業）介護保険サービス整備等事業 （小事業）介護保険施設管理事業

（節）需用費 （細節）修繕料

流用額 838,200 円

4 流用財源の余剰理由

同目内の介護保険施設管理事業の修繕料において不用額が発生する見込みであったため。

5 流用決裁日

令和 8 年 2 月 27 日

一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団（以下「事業団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 事業団は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 事業団は、高齢者等に対する保健、医療、福祉対策の円滑な推進を図るため、在宅介護に供する事業並びに調査、研究事業及び関係諸団体の協力を得て介護老人保健施設の運営を行い、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 事業団は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者等の保健、医療に関する相談及び指導並びに知識の普及啓発事業
- (2) 高齢者等の保健、医療に関する調査研究事業
- (3) 吹田市介護老人保健施設の受託運営事業
- (4) 高齢者等の保健、福祉に関する事業
- (5) 施設での教育・実習事業
- (6) 介護保険に関する事業
- (7) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 事業団の目的である事業を行うために不可欠な次の財産は、事業団の基本財産とする。

- (1) 一般財団法人への移行時の基本財産として、別表で特定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 事業団の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 事業団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第 23 条第 4 項に規定する代表理事をいう。以下同じ）が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く

ものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

4 第 1 項第 3 号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 9 条 事業団は、剰余金の分配をすることができない。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 事業団に評議員 8 名以上 12 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 25 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(2)

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合におい

て、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 事業団に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を副理事長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

4 第 2 項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、事業団を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第 30 条 事業団は、理事又は監事の一般法人法第 198 条において準用される同法第 111 条第 1 項の規定の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第 31 条 事業団は、外部理事又は外部監事との間で、前条の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 事業団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般法人法第 101 条第 2 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は同条第 3 項の規定により、監事が招集したとき。

(5)

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、副理事長、専務理事又は常務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 事業団の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。

2 事業団の貸借対照表の公告は、前項にかかわらず、定期評議員会毎にその終結の日後

5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は富田雄二とする。

4 事業団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上かず子、金戸省三、坂元秀実、中谷恵子、中村 浩、野々瀬百合子、畑田友祺枝、春本正喜、前田 明、山本達也

別表 基本財産（第5条関係）

財産の種別	場所・物量等
基本財産普通預金	150,000 円
第2回共同発行市場公募地方債	99,850,000 円
大阪市平成21年度第6回公募公債	100,000,000 円

吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の
今後のあり方に関する方針（素案）に対するパブリックコメントで寄せられた全ての意見

1 提出期間 令和8年（2026年）2月10日（火曜日）～令和8年（2026年）3月11日（水曜日）
2 提出意見数 208件（150通）

No	分類	提出意見 ※個人情報※は●に置き換えています。
1	賛成・事業団職員 の処遇	現状の運営状況、昨今の物価高騰を踏まえると致し方ない点はあるかもしれない。しかし、施設を民間譲渡または、即解散の場合であつても給与面（ボーナスを満額）に対する支払いは正当に行われるべきであると考える。
2	事業団職員の処 遇	施設にはいつもお世話になっていきます。長年片山、山手町のために頑張っていた職員の皆様に納得のいく方向性となる努力していただければとおもいます。
3	事業団職員の処 遇	あまりにも急な話でびっくりしている。給与の支払いはいしかりと行なっていたきたい。
4	事業団職員の処 遇	長年この職場に働いてきたが、残念な結果である。利用者、地域住民の支えになるように最後まで働きたいが給与がいしかり払われるか心配である。給与、ボーナス、有休消化など働く上で当たり前である点をしかり考慮し、最終の決断をしてほしい。
5	民間事業者に対 する懸念・その他	急な報告で来年3月で廃止。 民間譲渡なら来年9月で廃止。 個人的な事になりますが、昨年社員にしてもらえただけで人生設計が総崩れです。 そもそも民間譲渡は現実的な話なのでしょうか？ 今後のあり方方針の14ページ 今後の諸課題の (1) 入所者への対応 (2) 事業団職員への対応 ともに「努めます」という言葉で閉められています。 強い言い方になってしまいますが「努めましたけど無理でした。」と言え換えられる言葉だと思いました。

No	分類	提出意見 ※個人情報※は●に置き換えています。
6	地域貢献の取組・反対	吹田市老健で、私は30年以上ボランティアをしています。介護保険制度前より当施設では、高齢者福祉に取り組み、市内の多くの介護事業者の見本となって老健としての事業に取り組んでいらっしゃいました。 特に、吹田市立として地域住民・市民を巻き込んだ事業を展開したり、市民のボランティア養成を積極的になさって来られました。私の団体も現在25回目のボランティア養成講座を老健をお借りして開催していますが、21年前第1回の養成講座をこの老健でさせていただきました。その頃から、他の老健との差別化をどう図るかを取組んでいらっしゃるのです。 お陰様で、当会は大きく発展し、吹田市内の多くの施設だけでなく市内の個人宅へも訪問活動をしています。そして大阪府・奈良県下全域と兵庫県内に50団体以上のボランティアグループ立ち上げの支援をいたしました。 介護保険制度下で新しい施設が建設され、どうしても施設の老朽化・設備の古さでは見劣りしてしまいます。それに、大規模施設でスタッフとしての動線が負担になったと思います。 しかし、他の施設にはないスタッフの穏やかさ・暖かさがあるのです。多くの高齢者がお世話になる施設にとって、美しいフロアや設備より必要なのはこの暖かさです。施設には、施設ごとに流れる空気感・色があります。 私は、多くの施設を訪問していますが、吹田市老健の柔らかな色とりずムが好きです。 現在の大きな施設での介護は大変でしよから、B案の入所人数を減らし今の良い雰囲気のまま老健の存続を求めます。
7	反対	昨今の物価高騰や人材不足などにより、経営環境が厳しい状況にあることは理解しておりますが、現状のまま市営による介護施設の運営を強く希望いたします。 高齢化が進む中で、介護は営利的ではなく、公共性・継続性・安定性が何よりも重要だと思っています。市営であることにより、利用者やその家族が安心してサービスを受けられる体制が維持され、信頼も築かれていいると思っています。 これから高齢化に伴う要介護認定者数の増加が見込まれるという事もあり、運営の効率化や改善の検討は必要かとは存じますが、民営化ありきではなく、市営としての役割と意義を改めて重視していただきたいと思います。 地域に根ざした公的介護施設として、今後も変わらぬ運営が継続されることを強く希望いたします。

No	分類	提出意見 ※個人情報●に置き換えています。
8	反対・民間事業者に対する懸念	今後ますます増加する介護が必要となる高齢者の増加に対応するためには、民間の業者だけに頼ることは危険であり、行政が管理し業界を主導する施設としての継続を望む。 営利が目的の業者である以上利益を上げるための質の低下や、利益が上がらない場合の事業撤退などが懸念される。そのような場合におけるセーフティーネットとしての行政の役割は大きい。そのための支出（経費補助）は福祉行政としては許容されるべきと思う。
9	反対・民間事業者に対する懸念	いつも職員の方々に細やかな対応をして頂けており、入所している本人も満足している為、現状のままの利用を希望したい。 民間譲渡になると現在よりも高額な料金になる可能性や職員の入れ替え、サービスの質の低下等の不安要素が考えられるため反対。
10	反対・民間事業者に対する懸念	吹田市介護老人保健施設の今後のあり方について 民間譲渡になるのはサービスの低下や利用料の値上がりなどが考えられるため反対です。 今現在施設の方々には大変良くして頂いており入居者本人も大変喜んでいきます。是非現行のままですべて頂きたい事を強くお願い申し上げます。
11	施設サービスの継続を希望	私は老健吹田でボランティア活動をしていました。 施設の中に入らせてもらい、職員さんたちを大切に思っていました。 入居者さんたちに寄り添いとてもよい施設だと思っています。 どうぞこのまま存続してもらいたいです。よろしくお願いします。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
12	地域貢献の取組・反対	吹田市介護老人保健施設（以下、当老健）は公的施設としての存在意義を模索しながら地域へ向けた公益性のある事業に取り組んできました。素案には、その件について触れておらず、これからの当老健の在り方に関して地域に貢献することとして下記の点を提案します。 1. 当老健は、開設当初から多くのボランティアの活動の場を提供しており、市民活動を支援してきました。高齢者の社会参加は介護予防に効果があると言われており、その点でも貢献してきたと考えます。今後は更に市内在住の高齢者へ多様な種目の活動の場を用意し、地域の通いの場として機能し市内在住の高齢者の健康増進への貢献を図ります。その際に住民同士の交流活性化を果たす世話役となる「リンクワーカー」（これは「社会的処方」や認知症の専門家となる人材です）を増やし交流活性化に貢献します。 2. 地域住民の通いの場として「認知症カフェ」や認知症ケアの専門家となるそれぞれの職種からの助言を行います。 3. 子どもたちの健やかな成長に意義があると言われている「高齢者との世代間交流」は、施設利用者にも効用があるため推進し、子育て支援（吹田市予算1819億円）に通じる「子どもの居場所支援」に貢献します。これは厚労省の構想に関連する考えで、建物を介護保険事業以外でも活用を認める形で、市民サービスの向上に努めていきたいとの考えで、何らかの事情のある子どもの居場所の確保や子ども食堂のように地域のボランティアや高齢者が共に在る場をはぐくむことに貢献します。 したがって、素案12頁、8の（2）公の施設としての必要性はあると考えられ、A案、B案、C案も含めて再検討することを求めます。
13	民間事業者に対する懸念	職員の対応がとても良いので民間譲渡となったとしても今のサービスの継続できるのかが心配です
14	賛成	「（D）案 事業譲渡・事業団解散」に賛同します。
15	施設サービスの存続を希望	母が施設のお世話になっていません。 家には、なかなかできない運動や、スタッフや他の利用者さん達と接する事で、とても生活の励みになっています。 特に運動機能指導にあたる専門職（理学療法士さん、作業療法士さん、医師）がおられるので、身体の方のグッズや、家でもできる運動など、個人に合わせた教えていただけたので大変役に立っています。 母は足の痺れで歩行が難しいのですが、専門の方のアドバイスで、色々と助かっています。 家族としても、専門家がいて下さるのは安心で有難いです。 小さな施設では、できないケアをしていたいただいていた感じがしています。 どうか、今まで通り、専門家を含めたスタッフさんの常駐する施設として続けていただきたいと思います。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
16	公の施設としての意義	吹田市堂の老健施設が赤字というのは、介護保険制度の仕組みに問題があるのではないのでしょうか？定員が埋まっていけないと吹田市の財産として活用したいというのでは。
17	反対	高齢化が確実に進んでいる今日。かねてより吹田市はゆりかごから。。として全国的にも有名な自治体でした。効率化が必須の今日ですが、充実が困難であれ、運営から離れるのは反対です。
18	事業団職員の処遇	自治体として、無駄と云うことの本来の意味を再度深く理解し維持すること再考すべき責任があると思います。
19	地域貢献の取組・決定までのプロセス	吹田老健には常勤職員として長年勤め、現在は子育てをしながら時短勤務で働いている職員がいます。民間譲渡となれば常勤としての雇用継続は難しい可能性があり、廃止となった場合は近い条件での再就職は難しいのではないのでしょうか。あり方に関する方針には職員の保障については記されていますので、このままの方針で進むことにより子育てか仕事かどちらかを諦めなくてはならないように対策をお願いしたいです。
20	指定管理者制度	コロナ禍での経営悪化とコロナ明けの経営悪化について指摘されていますが、ボランティア養成や、認知症サポーターの養成、近隣の教育機関との連携など地域との繋がりは徐々に復活しています。コロナ明けから1年間という短い期間で経営回復の可能性は十分に模索されたのでしょうか。吹田老健の運営以外の事業拡大や施設の魅力を発信する広報活動はでないのでしょうか。多くの利用者様や地域住民が関わる施設を廃止するには判断が早すぎると感じます。
21	反対	9000万円の補正予算が計上されたのは吹田老健が公的施設として担う地域福祉の増進、他施設入所が困難な高齢者に対するセーフティネットとしての役割の重要性、多くの介護人材が在籍していること、多くの地域住民が関わる施設であることなどが最低でも指定管理期間である令和11年3月31日までは残す必要があると判断されたからだと思います。急な方針の転換はその判断が間違っていたということでしょうか。吹田老健が担ってきた上記の役割が民間譲渡または廃止により継続できなくなった場合のリスクについても市民に十分説明したうえで方針を進めていただきたいです。
22	反対	あり方に関する方針（素案）1 ページの民間法人による介護サービス事業の充実していると記されています。現在の充実している状態とは要介護者または要支援者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためにサービスが利用できる状態になっていないということでしょうか。それとも最低限のサービスが受けられる数はあるということでしょうか。増加の一途をたどる高齢者に対して本当の意味での充実した介護サービスが提供できるように今後も公的施設として他機関とも連携しながら事業を続ける意義は大いにあると感じます。

No	分類	提出意見 ※個人情報※は●に置き換えています。
22	地域貢献の取組・公の施設としての意義	先日説明会に参加させていただきました。あまりに急な話で驚きました。私は吹田老健で勤務21年になりましたが、コロナ禍の前はボランティアの方や、地域の方の出入りも多く、そこに参加されていた方が利用者として来られたり、親子二代で利用して下さったりと地域に根付いた施設だと実感しています。 同時に利用率の低迷も日々実感していましたが、もう少し段階を踏んだ検討は出来なかったのでしょうか。我々職員も、おそらく利用者や利用者家族も「吹田市」と名称に付いている事で、信頼感や安心感もあったと思います。このように急な話で民間譲渡となり、経営方針などが変わってしまい、地域交流や園児との交流など今まで地道に続けてきた事が途絶えてしまうことは残念でなりません。 今後のスケジュールも提示されていますが、まだまだ未確定なことが多く働く身としては不安しかありません。
23	反対・指定管理者制度・決定までのプロセス	D案とE案いずれも事業団解散が前提となっている。事業団に勤務している職員とその家族の人生を変える結果となっており、より慎重に検討すべきで時期尚早である。 1. 単年度収支で赤字が継続しているのはコロナ渦以降であり、どの高齢者施設も同様な状況でないか。 2. 令和6年度と7年度の赤字が特に大きくなっており、事業団の経営状況が厳しいのは間違いないが入所率の低下はコロナ渦と吹田市市民病院移転後であり、令和8年度以降も赤字になるとは限らない。建都への移転で吹田市市民病院との関係性が希薄化したのは事業団に問題があったのではなく、建都への移転が原因でないか。 3. 施設の老朽化による大規模改修が必要なのは理解するが老朽化したのは事業団に問題があるのでなく、定期的なメンテナンスを実施しなかったからでないか。 4. 老健保健施設の提供主体が公の施設である必要性は低下しているのわかるが、介護保険制度から20年以上が経過した時代の変化するのではないか。吹田老健の設立に関わったのであれば、今後外郭団体としてどのような方向性で事業を進めていくのかを検討すべきでないか。 5. 指定管理者および外郭団体の定期的なモニタリングで経営状況について特に強く指摘されていない。市民福祉の向上に対して重要な役割を担っているのであれば許容できると考えていたのではないか。 令和8年度に本格的な経営努力で単年度黒字収支を行い、今回の運営費負担金9,000万円も何年かに分けて返金するのであれば事業団に問題はないのと考ええる。9000万円の運営費負担金を補正予算計上に至ったのは互いの了承した結果でないか。市会議員のご指摘は理解できるが待ったなしというのは時期尚早と考える。(1人当たり100万円の減収で達成可能)

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
24	施設サービスの 存続を希望	吹田老健の通所リハビリテーションにを利用されている80代男性は通い始めた頃「寝てるだけでいい。何もやりたくない。」と話されていました。しかし、半年間リハビリを続けられ現在は自分から進んで階段昇降トレーニングを行われるまになりました。 その方が「先生が辞めるならリハビリやめるわ」と話されました。 「この人とならがんばれる」「この場所でならがんばれる」という想いを持って利用されている方にとって吹田老健の代わりはないと感じました。 市民であり利用者でもある人の声として届けさせていただきます。

No	分類	提出意見 ※個人情報情報は●に置き換えています。
25	反対・民間事業者に対する懸念・公の施設としての意義・地域貢献の取組	1. 素案5パターンのうち (D)事業譲渡・事業団解散を前提に取り組みを進めているが、吹田市にとっては『公の施設として継続「現状維持 (A)」』で進めるように方針再検討が必要である。 私は吹田市介護老人施設 (以下吹田老健) とボランティアで約10年お付き合いをしております。吹田老健の立ち位置は30年の実績があり、指定管理者制度になりましたが吹田市で唯一、市と密接な繋がりのある施設です。確かに民間の施設も増加しておりますが、民間経営のため、どうしても利益と効率重視の施設になりがちなため、特にきめ細やかな介護が必要な方や低所得者に対して受けてられない場合も考えられます。今後、吹田市においても65歳以上の人口は増え続けるため、吹田老健の役割は終わったのでは無くこれから民間が出来ないことが出来る施設として必要不可欠な施設になります。 吹田老健の取り組みとして入所者の在宅復帰、地域高齢者の在宅支援のためのリハビリ介護保険事業の取り組みに加えて、公的施設としての存在意識を模索しながら取り組んできた事業はこれまで地域と連携しながら取り組んできた事業は 1 市民向けの講座や講師の派遣 ・地域支援講座として介護技術の伝達、健康講話、認知症に関する啓発、公民科に講師派遣、及びキチャババ・シメイト活動として「認知症サポーター養成講座」での講義。 2 市民活動の場の提供 ・施設利用者向けのクラブ活動、住民主体の講座開催の場の提供。 3 地域住民との交流や社会参加の支援 ・回想法事業としての「回想法ボランティア養成講座」の開催。 4 その他 ・近隣保育園、幼稚園と高齢者との世代間交流。 ・小中学校の福祉教育として、社会福祉協議会と連携し企画。 特に回想法ボランティアを養成し、10年間で150名を超える終了者を輩出し、施設で高齢者とかかわるボランティア地として活動される方や地域の公民館などで地域住民と回想法を通じた交流活動を展開しておられる方もおられます。 以上のように吹田老健は「地域包括ケアシステムの貢献」と「地域住民 (市民)」への貢献」を軸に吹田市内の高齢者へ多様な活動の場を用意でき、吹田市の認知症ケアの拠点を目指すことにより存続できる価値が十分にある。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
26	公の施設としての意義	老人保健施設は減らさず残し、拡充すべきだと思います。高齢化が進み、多彩な需要がでてくるはずで、私立だけでなく公立の老人保健施設の価値は揺るがないと思います。
27	反対・施設サービスの存続を希望	お世話になります。 吹田老健の今後のあり方に関する方針(素案)を拝見しました。 入居者の家族としましては、環境の変化でストレスが溜まり、体調が悪くなるのが、一番の心配ですので、公の施設として、現状維持を希望します。公の施設として継続が難しく、民間譲渡となった場合でも、現状の施設、サービスを継続して頂きますようよろしくお願いいたします。 民間譲渡が不成立になった場合は、廃止する方向でなく、当面の間、公の施設として維持し、折を見て再度民間譲渡の検討、募集をして欲しいです。 吹田老健の現状につきましては、理解しますが、何卒公の施設としての存続をよろしくお願い申し上げます。
28	決定までのプロセス・民間事業者に対する懸念	素案を読むと、結論ありきで作成されたとは思えない。 吹田老健の理念、活動の評価、今後の必要性をどう考えておられるのでしょうか？ 現体制での事業継続をするための条件を、利用者の声や現場のスタッフの方々の意見をもっと汲み上げて策定できないか？譲渡するとした場合、吹田老健の価値ある活動を引き継げる公募条件の具体化などの検討に時間を取ってはどうか？スケジュールがあまりにも拙速過ぎると感じます。民間は利益重視が当然ですが、老健の価値ある活動が引き継がれないことを懸念します。素晴らしいスタッフの皆さんが安心して働き続けられますように。 どれだけのパブリックコメントが届くか分かりませんが、その一つひとつに議員の皆様が目を通されることを望みます。そして、一人でも多くの議員の方が現場を訪問して生の声を聴いて欲しい。 もう少し時間を掛けて、老健と共同で素案の見直しが出来ればと思います。
29	公の施設としての意義・決定までのプロセス	素案に対する意見となってますが…私の思ってる思いを書かせてもらいます。2050年まで、高齢者が増加し続けてるなかで、公の施設を民間に移行するのは、高齢者として、とても不安です。 提供主体が、公の施設である必要性が低下しているから、民間に… 市民としては、公がやっているからの安心感は、とても大きいですが、責任転嫁ではないでしょうか。 実際に民間に委ねると言うのは、とても不安です。ある意味、責任転嫁ではないでしょうか。 実際に現場で働いている人、利用している人の意見を聞いて、何か改革、取り入れる等現状を見直すことが大事では?? うまいせんととりめもなく、思いを書きました。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
30	民間事業者に対する懸念	民間委託になれば、利益優先になるためサービス等の低下につながると思われるため民間との差別化の為に残すべきだと思います。
31	公の施設としての意義	経費がかかると、すぐに放り出すのはどうかと思います。 介護施設としては、まともにお客の立場で施策をおこなっていただければ儲かるはずはありません。 民間は適当に手を抜いて、要領をかまし。利益率の高い客を選んで運営しているから黒字になるのだろうと思います。その点、吹田市介護老人保健施設は利用者の目線で対応をおこなって、手を抜くことはされていないと思っています。それこそが公設の介護施設だと思います。 もちろん、経費面を検討していくことは税金の浪費を少しでも回避する必要があると思います。しかし、公設の介護老人保健施設が吹田市の最後の砦として介護の受け皿として君臨してくれていることが、吹田市民や高齢者のよりどころになっていると思われまふ。その任務を全うするのが、公設の介護老人保健施設です。 吹田市からの出資が必要なのは、吹田市民の介護施設です。市民が安心して年を取っていただけるのはこのような利用者の立場で介護をしてくれる施設があるからです。 今の介護老人保健施設を残してください。
32	反対	老健施設は中間施設として高齢者福祉に大きな貢献をしてきた。高度な専門性をもとに実績を上げていく。多少の公費負担があっても、それを上回る効果がある。そのため14P（4）今後の方向性 「D事業譲渡、事業団解散」に改める。
33	決定までのプロセス・事業廃止の場合の対応・公の施設としての意義・事業団職員の処遇	・吹田老健の事業譲渡先が決まらない場合は、2027年3月で吹田老健を廃止・事業団の解散というスケジュールは、あまりにも拙速ではないか。 ・「介護老人保健施設の機能そのものは必要」としながら、譲渡先が決まらない場合は廃止するという方向性は、矛盾しているのではないか。定員総数の減少に対処する手立ての具体化などでも検討すべきではないか。現在の方向性では、譲渡先が決まらない場合の定員総数の減少の課題が放置されている。 ・公の施設としての吹田老健が果たしてきた機能や役割の評価が不十分ではないか。民間では対応や受け入れが困難な利用者への対応などを評価する必要があるのではないか。公の施設としては廃止ありきの方向性をあらためて見直すべきではないか。 ・パブリックコメントだけでなく、利用者や職員、地域住民などの意見を丁寧に集約し、住民参加で今後のあり方を検討すべきではないか。 ・事業団の解散により職員の雇用が大きな課題となる。譲渡先が決まらず廃止となる場合、「市内他施設との連携を図るなど、就業先の確保に努めます。」としているが、すべての職員の新たな雇用には最後まで責任を果たすべき。長年にわたり吹田老健を支えてきた職員を路頭に迷わせるようなことにならないよう市の責任と対応を求める。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
34	反対	吹田市は、高齢者率が高く、高齢者福祉施設は、吹田市になくはない所だと考えます。 施設の修理に、多額の費用がかかるとの事ですすが、必然的に修理しなければならぬ所だけ、少しずつ期間をあけて修理していけば、多額の費用がかかるという概念は、消失すると思います。 また、経営面で問題があると吹田市議会から言われ、吹田市の高齢福祉課も、問題視されていますが、早速、主任以上の役職者の給料を30%カット、退職金の見直し等を行えば、吹田市議会や吹田市福祉高齢課の吹田市介護老人保健施設の吹田市も見方も変わってくると思いますので、それらを実施させ、なんとか存続できるように、おはからいお願いします。
35	賛成	現行では社会福祉等の吹田市の課題に充分対応できない為、民間譲渡等と改める。 近年の少子高齢化等の社会経済情勢の変化に合わせる必要があるため、新たに民営化を加える。
36	反対	吹田老健施設の経営が苦しいのは、国の介護保険制度が不完全なため赤字になっており、そのしわ寄せを受けているものと考ええる。 吹田市は、福祉行政の後退を進めるのではなく、公的責任を発揮して、吹田老健の継続をはかるための努力を行うべきだ。 経営努力をせよという付帯決議がされてから1年も経過していないのに、廃止も含めた方針素案は拙速だ。 方針（素案）そのものに反対。 市が責任をもって継続させるという選択をするべきだ。
37	施設サービスの存続を希望	普段から同じマンションに住む方がこの施設を利用されており、その方がとても充実した生活を送っている様子を目にしています。 もしこの施設がなくなってしまうえば、新たな施設を探すだけでも大きな負担となり、さらに環境の変化によって精神的な苦痛が生じることを思うと、胸が痛みます。 また、高齢化が進む中で、地域に根ざした施設が減っていくことは時代に逆行しているように感じますし、自分自身の将来を考えても不安が募るばかりです。 この施設が今後も継続して運営されることを、心から願っています。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
38	賛成・事業団職員 の処遇・事業 廃止の場合の対 応	民間の老健として運営の継続を希望。 市民病院移転（2018年）に伴い隣接する老健の今後についてどのような意見が上がっていたのか。 この時点で破綻は仕方ないと見立てていたのか。移転後も繋がりが維持されると思ったが全くなく収入に大きな影響を及ぼしたと感 じる。 市の中心から市民病院がなくなり医療は吹田の外れほぼ摂津市となっている。周辺地域で医療福祉が提供されない空洞化が起きている ことになる。大学やマンションがあるため若者やファミリーの動きはあるが昔から生活をしていた住民にしたら片山の人の流れが 変わってしまった。 吹田市の老健の先駆けとしてリハビリテーション、介護で地域に根づき地域住民との繋がりに貢献してきた。 老健が無くなったらどうなるのか。 希望者は継続雇用と言っても老健で無くなったら必要のない職種もあり専門職として働けないのではと懸念を抱いている。 事業廃止となったらサービスを利用されている方にも負担が大きく申し訳ない。
39	反対	片山町4丁目に住む市民です。片山地域には介護老人保健施設は「吹田老健」しかありません。近所には、老健でリハビリに頑張 り、自宅に戻られた方もいます。ベテランから、若い職員まで力を合わせ、しんどいリハビリをする利用者を励ましてくれるとお聞 きしています。市の責任でこの施設の運営を続けてください。 「施設は赤字続きで、廃止を含めて検討」とのことですが、市民は、施設を利用するのに、利用料金も支払いますが、それだけで はありませぬ。これまでも、これから、吹田市民として収入に応じて市民税を納め続けます。市民が納めたそのお金・税金を、年 をとっても尊厳をもって生き抜くために、援助・支援をしてくれる施設に使うのは、無駄遣いでは決まてないと思います。また老健 施設を利用しない若い方にとっても、年老いた親の介護の心配、不安、費用負担などを軽減することにもなります。このように、吹 田老健への支援は、市民全体を豊かにする、政策の一つだとだと確信します。 もちろん、運営改善の取り組みは必要だと思いますが、ぜひとも、吹田老健施設が健康で暮らせる街づくり・吹田市つくる中心的な 役割が続けられるように、吹田市が責任を持って、市民、利用者の声を聞き、職員と一体となって運営する体制を維持してくださ い。

No	分類	提出意見 ※個人情報※は●に置き換えています。
40	介護人材の外部流出に対する懸念・事業団職員への処遇・民間事業者に対する懸念・地域貢献の取組	吹田市介護老人保健施設の今後の在り方に対して示された吹田市の方針に対して下記の点が懸念されます。 ・民間譲渡による一定数の経験豊富な職員の流出が防げないこと ・職員それぞれの処遇がいっようなのか、早期離職・就職活動が始まるリスクを想定しているか、それらに対する市の責任や関与は ・民間譲渡後の採算性のみの運営などサービス水準の低下や市民からの苦情に対しての対応は ・市民向け講座、地域交流、認知症支援等、公的施設としての地域還元機能の継続は ・利用者・職員・地域ボランティアへの影響を最小化する責任は公的老健を設置した市にあるのではないか ・市民病院への支援と吹田市が設置した公的老健へ支援しない方針の整合性は ＊公的施設の在り方に関して同様に市議会に市議会から追及された際に、大阪市の場合は、運営は民間委託で行い建物管理は継続している ＊行政と大学と施設で三位一体となって認知症ケアの拠点をつくることを大阪市は示しているが、吹田市は同様の取り組みを先導する考えはないのか 慎重な議論を求めます。
41	反対	介護、福祉サービスを行うのは人です。そして、その人によるサービスを受けた人々は当人だけではなく、家族、さらにはその家族の周囲の人、例えば同じ職場の方などにも様々に及ぶことが多いと感じています。 今回、吹田市が議会意見を尊重するためなのか、簡単にまたしても「福祉の吹田でなくなった」を推進する姿勢・市政であると考えます。 経営的な努力を同施設に求めつつも、国の介護保険制度の改悪に対して物申すことも望まれるとおもいます。 ウクライナ戦争開始と重なった時期の議会で「子育てしないなら吹田といわれて久しいですが」に始まった市会議員さんの言葉に驚きました。 弱きものの安心した生活を送ることを大事にすることで、その方々の自立を支援する。結果、多くの強き方の安心にもつながります。そうした福祉の視点よりも「儲けの対象にしまししょう」の吹田市が進行してきたと感じます。 その結果かどうかかわかりませんが、吹田市は人口が増えている、高槻市は人口は増えてはいない？豊中市も？ですが、所謂、駅前の活気が、高槻市はJR高槻と阪急高槻等にあります。豊中市は、千里中央などや曽根駅は、以前よりもどうか？と感じますが、吹田程には空き店舗が少ないようにおもいます。 吹田市は人が住んでいて安心が出来ないような福祉サービスの展開と関係しているのかしら、とおもいます。 吹田の江坂の活気は、大阪市に近いからか、人々が暮らす町と言うより昼間の働くひとの賑わいが強いように感じます。 そこにいる人を大切に思う、福祉の吹田を再びの努力が市民の私達にも求められていると考えます。どうか、目の前の経済だけで人の生活を壊さないでください。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
42	決定までのプロセス・反対	1. 本方針に至るまでの経営改善など具体策がなく不透明であり、唐突すぎる感があります。スケジュール含めて再考を要望します。 2. 民間譲渡或いは廃止となる場合の利用者様、職員への対処や処遇などの具体的条件が確約されていない状態では不安があり、より明確にしていきたいです。 3. 収益悪化要因の一つとして職員の在職年数増加が人件費増としてあげられてますが、これは長期在職が問題であり、対象者は早期退職を促進をすべきだと受け取れます。実際に退職金や給与面で増額であったとしても安全や品質、生産性の面でメリットもあるはずで、費用対効果の詳細分析を要望します。 4. 更に収益悪化要因は経常収益増の中、経常費用の増額が原因であり、令和5年から6年では増額の20割が委託費であります。必要経費であると思いますが、エネルギー費など原価となる費用に対する低減活動など組織一体で取り組みを実施されてきたのか？不透明であり、まずは実施をして体質改善が最優先であると考えます。ご考慮下さい。 5. 本施設以外にも多様な施設も増えており、サービスは充実しているから廃止をしても大丈夫だと取れるコメントがありますが、果たしてそうでしょうか？通所リハビリは特に送迎含めて対応しており、各施設が対応出来るエリアは限られてきます。本施設の位置付けでなければ利用が出来ない利用者様もあられるはずであり、存続を大前提とした改革を提案願います。
43	指定管理者制度	指定管理の期間が残っている中で廃止と民間譲渡の方針が出され、その理由に建物の修繕費や公益施設である役割の低下が挙げられています。これらは指定管理を行った令和6年時点で推測可能な情報と思われ、それを踏まえて令和11年まで指定管理としたのではないのでしょうか？ その計画を変更してわずか1年で譲渡または廃止をすすめることは利用者の負担や介護人材の流出、片山地区の老健施設がなくなり、地域の要介護度上昇など多大なリスクを伴います。 方針については令和11年の指定管理終了まで吹田老健の役割や経営改善の可能性や吹田市の福祉の未来について十分に議論し、慎重に進めていただくとお願いいたします。
44	反対	もう10年以上も前になりますが、この老健（旧市民病院を接している）を見学させていただいたことがあります。 多くの職員の方や入所者の方がいらして、親切に施設の状況等をくわしく説明していただいて、近くにこんな良い施設があったってよかったなあと思って安心していたのに、なくなるかもしれないと聞き驚いています。 建物の老朽化のためなら、取り壊さないで、耐震工事等をしてでもぜひとも残していただきたいと切にお願いいたします。 私も83歳になり、なくなるのはとても心細く、心配しています。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
45	事業団職員の処遇	現スタッフの方が残留されることを前提での民間へ譲渡しての営業継続を希望します。 まずは老健で働くみなさんに感謝の気持ちを伝えたいです。 施設は老朽化していますが、清掃が行き届き清潔です。 みなさん明るく、きめ細やかに対応いただき、母は入所後、心身ともに安定し元気になりました。 その裏でみなさんの処遇が据え置かれていてという状況に心が痛みます。公的施設としての役割を果たし、これ以上の赤字を放置することはできないということも理解します。 よい環境は施設に加え、そこで働くスタッフにとっても、今のスタッフの皆さんが残り対応いただけることを希望します。
46	反対	介護老人保健施設として長く取り組まれ、地域の老人が介護を淋しく暮らすことなく、施設職員や施設の利用がお互い様の気持ちで寄り添い日々を過ごしている様子を見ております。 これから15～25年の間には「核の世界」になるのではと思われ、その時点で戦後生まれの人たちが老齢化を迎えることになり、現在でも特別養護老人ホームの入所が出来ない人たちが多くいる現状をみますと吹田市に於いて老健施設を廃止しますが、土地付きの住宅を売却するにしても当たらな入所することは不可能な金額が提示されたいです。幾ら給料がよくてもインフレ経済では所詮入居は疑問… 現在、吹田老健の事業団の運営が不振でも、自治体が「憲法第三章の条文」をしっかりと読み国民の安寧を考えるべきではないでしようか。現在不振でも事業団が社協をはじめとし、各地区の自治会と連携を取り、不遇な人を受け入れる状況をつくるのが今後の発展に繋がるのではないでしようか。再度検討を加え、また市も市議会も営利のみを追求するのではなく市民生活の向上をもう一度再考することが必要ではないかと存じます。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
47	地域貢献の取組・民間事業者に対する懸念	私は、回想法ボランティアとして活動しております。きっかけは母が認知症を発症し、少しでも認知症という病気を理解するために、市報に掲載されているセミナーや講座に参加した中のひとつでした。回想法養成講座を受講するため、初めて吹田市介護老人保健施設に足を踏み入れました。開放的なエントランスや広々とした廊下やリハビリの部屋は、私がこれまで想像していたものとはまるで違い驚きました。 吹田市介護老人保健施設では、回想法だけでなく、他にもボランティアが活動されています。ボランティアとして広く市民を受け入れてくださる環境に、感謝いたします。 利用者さんがより良い時間を過ごせるよう、毎回季節感を大切にテーマを変えて行なっております。参加されても戦争の話ばかりされる方、ボーとして会話に中々参加されない方もいました。ですが回を重ねるうちに笑顔が増え、幼少期の頃を思い出し、喜んで涙するなど変化を感じています。それと同時に、私自身も回想法を受けている感覚で、とても暖かな時間を過ごさせて頂いています。 素案読ませて頂きました。吹田市介護老人保健施設の経営の悪化、物価の上昇、人件費アップ、巨額な大規模修繕の費用など、難しい局面なのは理解できました。ただひとつ知りたいのは、他の民間の老健の経営状況はどうなのかです。吹田市介護老人保健施設だけが利用者には選ばれている事でしょうか？他の施設の閉鎖となるのか？コロナ時期を経験、物価や人件費の上昇は、どの民間の施設も苦勞されている事でしょう。万が一、民間の老健が経営悪化による施設の閉鎖となるとどうなるのかと、不安になります。是非、他の民間の老健の入所状況や経営状況も加味しながら、議会で議論をお願い致します。今後益々増えるといわれる認知症患者。介護を必要としている高齢者やその家族の受け皿として、今を生きている吹田の高齢者、未来を生きている吹田の高齢者が、安心して生活ができる事を切に願います。 吹田市介護老人保健施設は、これまで沢山のボランティア育て、そのお陰で一般市民である私たちボランティアは貴重な経験をさせて頂いております。今後も、平時からボランティアが多く活躍できる環境があれば、突然来る地震などの災害時に大きく貢献出来るのではと思います。
48	施設サービスの存続を希望	母が今年79歳、独居です。私も近所に住んでいますが仕事が忙しく月に1度会いにくく程度です。70歳を超えてから転倒や骨折もあり、最近は通院も増えることがなくなっています。昨年は入院時は送迎・付き添い等私も休みをもらって対応、今後高齢福祉サービスの頼ることが大きくなっています。片山に老健があることは地域の人間にとって安心なことでした。施設利用はこれまでもできてきていない母ですが、老健は今後必ず必要になっていくものと思っています。母のような団塊の世代の人が多いため、現役世代として老健の廃止や規模の縮小は大きな不安です。
49	施設サービスの存続を希望	吹田老健の存続が危機にあるとの説明をお聞きして私の思いを聞いていただきたく投稿しております 日頃から地域の高齢の皆さんと関わっている身として、老健は市民全体の特に生活弱者の味方であると感じていました。経営の状況を考えると安易に意見を申し上げにくいのですが、年金生活の高齢者を幅広く受け入れてくださる場所は市民にとって何よりの安心につながっています。利用者の為に、法人への譲渡を含め広い視野で現状維持を目指していただきたいと思います。今まで日本を支えてくださった方々が笑顔で過ごしている場所をなくさないでください。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
50	地域貢献の取組	地域の住民がボランティアとして大勢活動されておられます。生きがいや居場所づくりにつながるボランティア活動が継続できるよう、安定した基盤での老健施設運営を求めます。
51	施設サービスの 存続を希望・指 定管理者制度	吹田市介護老人保健施設には在職期間が長く経験豊富な職員が多くいます。介護の担い手が外部に流出してしまうことは市にとって、大きな損失になってしまう為、存続させて頂きたいです。またボランティアさん方の活動の場がなくなってしまう懸念もあります。利用者の方も環境が変わってしまうことで不安になってしまわれる方もでてくると思います。また、指定管理の期間があるにも関わらず、対応が早急過ぎると思います。
52	反対・介護人材 の外部流出に対 する懸念	市と事業団の指定管理契約期間中に、譲渡や廃止を行う方針案に反対です。 吹田介護老人保健施設の公的施設としての役割を再確認し、さらなる経営努力を行っていくべきです。 中間施設として市内の多くの高齢者を在宅復帰させてきた吹田老健のスキルや人材を失うことは、吹田市にとって大きな損失となります。 拙速に結論を出さず、立ち止まって検討していただくようお願いいたします。
53	反対・地域貢献 の取組	片山地域に吹田老健は必要です 吹田老健は公の施設として経験豊富な職員がたくさんいます。これまでも民間施設での受け入れが難しい人の受け入れをしてきました。老健は退院後の高齢者のリハビリを行うことができるので、在宅支援にとっても存在です。今後、高齢化が進んでいく中で、片山地域から吹田老健をなくさないでください。 今まで吹田老健ではボランティア活動も活発に行われており、認知症サポーター養成講座の講師派遣や認知症カフェも継続して開催しています。このような地域交流スペースの場をなくさないように節にお願いいたします。
54	反対	他の老健では受け入れが難しい方を受け入れている吹田老健の財政が厳しいのは当然。市の責任で現状維持で進めて欲しい。事業譲渡反対です
55	反対	吹田老健はこれまで地域で受け入れ困難な人を多数受け入れてきました。なくなれば、困難な事例の方が行き先なくなり、地域の人たちが困ります。 これまでどおりの運営ができるように吹田市が責任を持って運営してください。
56	公の施設として の意義	運営面で赤字になっているところは単なる努力不足ではなく、民間の施設では採算や管理の難しさから受け入れられない困難な事例も受け入れているところもあり、そういった側面も評価してほしい。
57	反対	これまで公の施設として知識と経験がある職員がいる吹田老健から、その介護職員が居なくなることとは問題だと思えます。吹田市として福祉や暮らしやすさで魅力を出してきた市だと思えますし勿体ないです。吹田市として施設を残して欲しいです。

No	分類	提出意見 ※個人情報●に置き換えています。
58	指定管理者制度・介護人材の外部流出に対する懸念	指定管理を受けている期間が残っている状態で事業団の解散も含めた動きは他の事業者から見ても吹田市への印象は悪くなる。長年対応してきたからこそその職員集団があるのでその知識が外に出ていくのはもったいない。
59	事業廃止の場合の対応	老健施設が廃止になると高齢者安心して暮らせれないやめてください
60	反対	・片山地域の老人福祉の担い手がいなくなる。吹田老健は残して欲しい。 ・退院後の高齢者が家庭で生活をするためのリハビリを行う老健施設は、健康で暮らせるまちに必要な施設です。吹田市が責任をもって運営して欲しい。
61	施設サービスの存続を希望	地域に根ざした施設でもあるので存続を希望します。
62	反対	吹田市に住む高齢者が安心して入院後の療養ができたのは、老健施設が果たした役割は大きいと思います。運営の厳しさはあると思うのですが、市が財政の支援を続けながら存続することを望みます。

No	分類	提出意見 ※個人情報保護は●に置き換えています。
63	反対	退院後の高齢者が、在宅での生活を望んでも、入院生活を望んで暮らせるようには、ていねいなリハビリが必要で、家族の負担も大きく、そこで何か事故が起きるとまた入院になってしまいます。長く働いて経験も豊富な職員がいてくださることは安心です。今、入所している方や通所されている方も環境が大きく変わることはストレスになります。吹田市が公の責任で建てた老健施設は今のまま残していただくことを望みます。
64	地域貢献の取組・反対	10年以上以上にわたる「認知症カフェ」の運営や、150名を超える「回想法ボランティア」の養成、近隣の小中学校との交流など、吹田老健が担ってきた地域に根ざした多角的な活動を高く評価すべきです。これらの活動は収益性には現れませんが、地域の繋がりが福祉教育、ボランティアの生きがい作りを支える「目に見えない健康財産」です。民間譲渡によって、こうした採算の取れない重要な社会的活動が縮小・消滅することは、地域福祉の大きな損失であり、断固反対します。
65	介護人材の外部流出に対する懸念	吹田老健には、勤続年数が長く、経験と知識が豊富な熟練職員が多数在籍しており、それが利用者や家族からの深い信頼の源泉となっていています。市が指摘する人件費の高さは、職員が定着し、「質の高いケア」を提供している証でもあります。民間への拙速な譲渡は、優秀な介護人材の流出を招き、長年築き上げてきたケアの質を破壊する恐れがあります。職員が安心して働き続けられ、利用者が慣れ親しんだ職員との信頼関係の中で生活できるよう、現行の運営体制を守るべきです。
66	反対	吹田老健は、民間施設では受け入れられが困難な急な事案や、生活保護の受給者、難病患者、重度の認知症の方などを積極的に受け入れ、市民にとつての最後の駆け込み寺となっています。高齢化が進む中でこうしたセーフティネットとしての役割を担い続けることは吹田市の重要な公的責任だと思っています。財政的な赤字のみを理由に廃止や民間譲渡を検討するのはなく、市民の命と生活を守る拠点として吹田市が責任を持って直営・指定管理体制で存続させるべきです。
67	決定までのプロセス・反対	本来2029年度（令和11年度）までであるはずの指定管理期間を大幅に短縮し、わずか1年足らずで譲渡や廃止を決めようとする市のスケジュールはあまりに拙速で、経営改善の議論が尽くされていません。また、譲渡条件を「10年間のみ老健として運営」とし、その後の存続を事業者委ねる方針は、市民の将来に対処する極めて無責任な態度です。赤字の背景には、全国的な介護報酬の低さという制度上の問題もあります。市は財政負担の切り離しを最優先するのではなく、まずは現行体制での経営再建案を市民に示すべきです。
68	反対	吹田老健は、病院から自宅への復帰を目指す中間施設として50%を超える高い在宅復帰率を誇っており、全国に先駆けて設置された歴史的意義があります。単に高齢者を預かる場ではなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためのリハビリ拠点としての機能は、健康で暮らせるまちづくりに不可欠です。この高度な専門性と実績を維持するためにも、吹田市は安易な民間譲渡を行わず、現在の質の高いサービスを継続できる体制を保証すべきです。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
69	介護人材の外部流出に対する懸念	地域には担い手が必要だと思えます。 公の施設から経験と知識が豊富な介護職員がいなくなるとは問題になると思います。 老健施設は吹田市の施設として残して欲しいです。
70	反対	吹田市には、民間の老健を合わせて7件あります。 吹田老健は片山、山手地区で30年以上、地域に密着したサービスを提供して参りました。 現在も利用者の中には、親がお世話になってよくしてくださると思っております。 も少なくありません。 30年以上、市の老健として、信頼を構築してきました。 他老健では受け入れることのできないケースや医療依存度が高い、内服薬が他では対応できない方を沢山受け入れてきました。 職員も経験豊かですから、異常の早期発見、素早い対応で重篤症状にならずに対応してきました。 単独経営と病院の退院に関して、老健は在宅復帰扱いにならないという、国の施作により、現在のようになっています。 まだまだ、子育て世代、働き盛りの職員が沢山います。 利用者、地域の方の為に縮小して存続させていくような方針も考えていただければと思います。 よろしくお願ひいたします。
71	反対	これまで受け入れが民間では難しいと言われた人を受け入れたり、公共性高く活躍してくださっていました。 運営が悪化しているのは介護報酬の制度などのためであり、いきなりの廃止ではなく生活している方々の命を守っておられる現場の方々の話も十分に聞いていただいて、もう少し違う方法も提案できないものか。 市は財政支援以外にできるバックアップをして公共財産として残す方法も検討いただきたい。
72	施設サービスの存続を希望	地域の記憶の継承として古くから親しまれてきた景観や場所を守るとは、住民のシビックプライド（地域への愛着）になるのではないでしようか。 また、施設が存続することは、地域全体で高齢者を支える仕組みを守ることに繋がります。 何よりも介護の未来・施設を必要としている方々、職員の方々を守るためにも存続するべきであると考えます。 民間の力も借りて、社会の流れや変化に合わせた施設へとリニューアルし存続させる方向で再検討して頂きたいです。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
73	反対	8の吹田老健のあり方についての今後の方向性では「本市における65歳以上人口は2025年まで増加し続ける・・・医療と介護の両面からの支援を要する高齢者の増加が予想されます」「急性期医療から在宅生活への移行を支える中間施設として、また在宅介護を補完する機能として、介護老人保健施設には今後もある一定の必要性がある」などの記述がある。 その一方で、「介護老人保健施設の機能そのものは必要であるものの、その提供主体が公の施設である必要性は低下しています」とあるが、必要性は低下しているというのは吹田市の勝手な言い分である。 介護保険制度を取り巻く状況は厳しく、民間の老健施設も経営が厳しく、スケールメリットのある民間病院でも経営が圧迫している現状がある。 福祉への税金の出し惜しみをして、老朽化した施設の建て替えも民間頼みというのは理解ができない。 公の施設として市が経営を支えるのは、吹田市が高齢福祉に責任を持つ姿勢のあらわれであり、非難されることは吹田市が公共福祉の増進を図る役割を投げ捨てていることに等しい。 公立保育園の民営化で受託した社会福祉法人は老朽化した園舎の建て替えを押し付けられ、財政面でも厳しくなっている現状がある。 吹田市は今後も老健施設の経営に責任を持つべきである。よって、この方針の撤回を求める。
74	反対	P12「8 吹田老健のあり方についての今後の方向性について」 (1) 介護保険施設としての必要性について 吹田市内の介護老人保健施設を施設分類ごとに分けると、各分類の施設が必要となるため、超強化型の吹田老健は存続させることが望ましい。 (2) 公の施設としての必要性 大規模改修に要する多額の経費を考えると民間事業者の負担も大きい。吹田市の負担で大規模改修を行うことが望ましい。

No	分類	提出意見 ※個人情報情報は●に置き換えています。
75	事業廃止の場合 の対応・事業団 職員の処遇	吹田市介護老人保健施設の今後のあり方について議論されている中で、現在利用している入所者・通所者への影響について強い懸念を感じています。 入所している利用者について、施設の縮小や閉鎖が進んだ場合、次の行き先がすぐに見つからない可能性があるのではないのでしょうか。新たな施設を探すことは家族にとっても大きな負担となることも考えられます。また環境の変化は高齢者にとって身体的・精神的な負担となり、慣れない生活環境によって体調の変化や健康状態の悪化につながる可能性があります。 次に通所サービスを利用している方についても、通う場を失う可能性がありまます。通所サービスはリハビリや活動を通して身体機能の維持に重要な役割を果たしていると考えます。利用場所がなくなること活動量が低下し、病状の進行や健康状態の悪化につながることも懸念されます。また人と関わる機会が減少し、自宅にこもりがちになることで、これまで築いてきた人間関係や交流の場が失われる可能性もあります。 施設で働く職員にとっても、施設の縮小や閉鎖は働く場を失う不安や転職に伴う精神的負担につながる可能性があると考えられます。介護人材が不足している中で、職員が安心して働き続けられる環境を守る視点も重要であると考えます。 吹田市介護老人保健施設は、在宅復帰を支える重要な役割を担うだけでなく、高齢者の生活や地域の介護を支える大切な存在です。今後のあり方を検討する際には、現在利用している方々やその家族、そして現場で働く職員への影響を十分に考慮する必要があります。
76	反対・介護人材 の外部流出に対 する懸念	1. 退院後の高齢者が家庭で生活をするためのリハビリを行う老健施設は、必要な施設です。健康で安全に暮らすために吹田市には公の施設として存続してほしいです。吹田市が公的に責任を持って運営していただきたいです。 2. これまでのような経験と知識が豊富な介護職員さんがいなくなるとはとても不安です。公的な施設として残すことで担い手となる介護職員さんが退職されることがないようにしてください。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
77	地域貢献の取組	突然の職場の譲渡、事業停止の説明を受けて、経営状況悪化にやむを得ない状況ではあるのは理解しました。生活や日常が揺るがされるかもしれない。 働く側（従業員）としては、深刻な思いです。 働く側はただただ穏やかに利用される側もただ穏やかに過ごしたいという気持ちの中にいると思います。 ・譲渡先が無い場合は終了 ・民間事業者の企画運営ノウハウを活用し施設の維持・運営を可能にし施設に求める機能「何が残って欲しいか」「何が足りないか」施設をただ残すだけでなく今の時代に合った機能、今に合わせた多世代交流・テレワークなどを付加しリアルして地域の交流の場として再定義していく 地域の方やボランティア交流のできる貴重な施設担当者や役所を大幅に変えてでも施設内の職務、地域の連帯感も引き続き繋げてもらいたいのです
-	-	先程送信しました誤字がありましたので訂正 地域の方やボランティア交流のできる貴重な施設担当者や役所を大幅に変えてでも施設内の職務、地域の連帯感も引き続き繋げてもらいたいのです 誤字 訂正 役所ではなく役職担当者や役職
78	反対	パブリックコメントは、いかにも老健を無くそうとしている内容だと思えます。役割等や創設以来の内容が一切含まれていません。パブリックコメントは公正であると言っていますが、全く公正とは言えません。 そもそも附帯決議案を出された議員の方々には高齢福祉とは何かを知っているのでしょうか。老健に見学に行かれているのでしょうか。 たくさんの方々の方々の人生を左右する事案を議会だけで決めないで、市民の声、現場の声をしっかり聞いてください。

No	分類	提出意見 ※個人情報●は●に置き換えています。
79	公の施設としての意義	吹田市介護老人保健施設には、地域住民として認知症の母が地域との関わりを持ちながら地域の中で安心して生活ができるきっかけを作っていました。そして、私自身は他法人の介護老人保健施設に勤務する介護福祉士でもあります。 民間法人の介護サービスが充実しているとの見解ですが、建物は建っていますが、建物にはいないと思います。 底思えませんし、余裕のあるサービスが提供できている現状にはないと思います。 市民が介護が必要な状態であっても慣れ親しんだ地域でできるだけ長く暮らすためには、リハビリができる老人保健施設は地域ごとに不可欠であり、公の施設として人手を充足させながら地域に開かれた施設運営を行い、他法人の見本となるべきではないでしょうか。 この法人も運営が厳しい状況にあると思います。その中でも吹田市介護老人保健施設には、公の施設として存在していただき他法人を引っ張っていく存在であって欲しいと願っています。 公の施設としての存在意義を今一度お考えいただき、できるだけ現状のままの運営継続を検討いただきたいと思います。
80	反対	1、＜公の施設として継続＞ ア 現状維持…【A案】 引き続き、公の施設としての吹田老健を維持し、事業団で無くてもいいですが、指定管理者制度で利用者へのサービス提供を継続すべきである、継続的な公費負担 や大規模改修等も市が行うべきである。 イ 高齢化が進む中で、民間施設などの場合は、特別養護老人施設への入所待ちとして利用していることが多々見られます 本来の老健施設としての役目が求められる ウ 今後の介護保険制度の充実させていくには、公的施設がまだまだ率先していく必要があると思います。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
81	地域貢献の取組・反対	老健で回想法のボランティア活動をしている者です。活動を通じて、スタッフの皆さんの真摯な取り組みと親しみのある対応に、いつも感心しています。老健は、市民向けの講座を開いたり、講師の派遣、ボランティアの育成、学生の実習の場の提供、小中生への福祉教育のサポートなど、公的な活動をされていることを横で見えてきました。 素案を読んでも、老健の厳しい環境はよく分かりました。これだけの数字だけを見ると、譲渡、廃止の方針になると思いますが、今まで、老健が果たしてきた公的な活動の価値、必要性をもっと評価いただき、老健の継続案の再検討はできないでしょうか？ 1. 公的資金の許容される投入額 2. 利用率の向上アクション（個室環境、広報）や利用料金の値上げなどで売上増 3. 他の介護施設への有料サービスの提供（リハビリやレクレーションなど） 4. 病院との連携（受け入れ増） 5. ボランティア活動の領域拡大 6. クラウドファンディングの活用 7. 大規模修繕費用の長期での償却 8. チームオレーションズでの中核的な役割価値 素人考えで、鼻にもかからないかもしれませんが、何とか継続して欲しいと思います。継続するための条件、アクションを出して検討する時間が与えられればと思います。 事業譲渡されるにしても、老健の活動の多くを引き継いでいただきたいと思っています。 回想法のボランティアの養成なども継続希望します。 何はともあれ、一番は、入所者の方々が安心して移れること、スタッフの皆さんが前向きに働き続けられる勤務環境となることを切に願います。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
		パブリックコメント 吹田市介護老人保健施設の職員です。 私達の施設では現在2名の職員の親族が入所しています。 ①職員の父親 認知症を患っておられるため、子供職員と共に在宅生活されていたが、妻が突然他界したことで急激に症状が進行し、怒り出したり手を上げようとしていたり、又、それぞれ仕事もあって、一人にしておくの家を出てしまいい、帰って来れなくなり警察に保護されたり、火の不始末等の心配も出てきたため、在宅生活を続けることが困難になった。 地域包括や居宅ケアマネに相談してきたが通所利用ばかりを勧められ解決せずグループホームも見にいったが雰囲気は暗く費用面でも厳しく、看護師の子供が働いている施設に入所されています。 金銭的な理由もあって、他の施設では利用料が高額で、入所できる状況にはありません また、子供が働いている老健やからこそご本人は安心して落ち着いた施設生活をされています。 ②もうひと方は、最近まで長年老健で働いていた職員の祖母の方がが入所されています。 現在重度の認知症を患っておられ、認知症の方が多く入所されているフロアに居られます。 歩んできた道のりとして、民生委員や地域活動、小学校の登校見守り、新聞配達、ホームヘルパーの仕事を終えた後に平成28年11月から（認知症啓発事業）認知症カフェを始めるとして最初はお客様として来所されていた。しかし昔から働くこと、人のために動くのが好きとのこともあり、お客様として来所した際にも何か手伝えることはないかとスタッフに聞いておられた。 そこでボランティアとして平成31年5月より認知症カフェのスタッフとして参加することになる。認知症を発症している為、親族が前日、当日と、参加確認の連絡をしていたが、徐々に認知症が進行をしていたが、本人のやる気もあって、忘れないようにと自宅のカレンダーにカフェ実施日の記入されていた。最終的には認知症の進行に伴い、参加は難しくなり、カフェの参加終了となった。ですが、老々介護のため在宅での生活が困難になり、今年の頭に老健に入所されています。 地域貢献事業の一員として地域との繋がりや架け橋として活動して下さったいた、親族が安心して預けられる施設と重要な役割を果たしています。この施設の最高な取り組みここでなくすことは許されなと思います。 国の介護報酬の限界はありますが、国に介護報酬では限界である事を知ってもらおう必要があります。 施設の施策としては経営的な数字には残らないかもしれませんが、この地域ケアシステムのモデル施設として絶対に残していけないですし、吹田市民として施設の職員として、公金の使い道、中身をしっかりと把握した上で議会での議員一人一人にしっかりと真摯に部長様が説明した上で検討して頂きたいと思っています。

No	分類	提出意見 ※個人情報●に置き換えています。
85	決定までのプロセス	私は家族が当該施設のサービスを利用していた市民としてまた介護事業に関わる立場として意見を述べます。 施設の老朽化や利用率低下、経営環境の変化により運営が厳しくなっている状況については理解しております。しかし、ここまで大きな赤字となるまでの間に、市としてどのような経営状況の把握や改善に向けた支援、方向性の検討を行ってきたのかについて、十分な検証と説明が必要ではないかと感じています。また、廃止・譲渡といった大きな方向転換が、ある時点で突然示される形となっていることについて、市民や利用者、職員の立場からは戸惑いが大きく、より早い段階で課題を共有し、市民的な議論を行う機会があってもよかったのではないかと思います。 本施設は長年にわたり地域福祉を支えてきた公的施設であり、そこで働いてきた職員の方々、そして利用を続けてこられた高齢者や家族の思いは決して小さくありません。今後の方針を決定するにあたっては、経営面だけでなく、利用者・職員への影響を十分に踏まえた丁寧な対応と説明を求めます。併せて、今回の検証結果を今後の指定管理施設の運営にどのように生かしていくのかについても、市として明確な方針を示していただくことを要望します。 また、指定管理制度のもとで施設運営を委ねるのであれば、行政による関与や指導についても、形式的な確認にとどまるのではなく、事業が継続可能となるためにもどのような取組が必要なのかを行政自らが先頭に立って示し、具体的な支援や改善提案を行う姿勢が求められるのではないかと考えます。 市民の税金を基に設立・運営されてきた施設である以上、今回の経過を十分に検証し、その結果と今後の再発防止策について市民に分かりやすく示していただくことを要望します。 また、今回のような重要な方針転換については、方向性が固まった段階で意見募集を行うだけでなく、課題が顕在化したより早い段階から市民や関係者と情報共有を行い、意見を反映できる仕組みづくりを進めていただくことも強く要望します。
86	反対	吹田市老健は介護保健が始まる以前からの老人保健施設で介護施設のさきがけです。30年以上も吹田市の介護老人保険施設としての役割を果たして来ました。知人が何人もお世話になり公の施設、地域の施設としてとても有り難い存在でした。赤字経営は介護施設が背負っている難しい問題ですが市民病院、市老健などは市の宝として守ってほしいです。 地域には保育園、小学校、中学校、大学もありいろいろな関わりをもって新しい老健のあり方などを考えてください。存続を願っています。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
87	反対	A案 現状維持 希望 色々な施設を利用してきたが、吹田老健ほど職員の意識・技術レベルが高い施設はない。市として老健を統括し、市民の安全を守る公共の施設、最後の砦としての存在意義は高いと考える。また、高齢者を支える地域作りや活動もここを起点に広がり、市民の間で新たな仲間づくりが行われている。是非、現状維持を希望します。
88	反対	現在、母親がお世話になっております。引き続き、公的機関としての存続を強く希望、致します。吹田市に引越して10年以上が達しました。高齢者が住みやすい、暮らしやすい街として、大変、大世話になっております。吹田市介護老人保健施設を利用して頂くと、他の施設も見学、面接をさせて頂きました。近年、老人ホーム等、施設では、職員の方より身体的暴力や暴言などのニュースもあり、いろいろな面で心配しておりました。そんな中、吹田市の公的機関であるということ。見学、面接させて頂いた時の、安心感、信頼感を感じることが出来て、利用させて頂くことに決めさせて頂きました。 また、その場で選挙に参加させて頂いてもいい、病気が発見出来今は治療をしており、大変、感謝しております。設から病院へ検査に連れて行ってもらう、病気が発見出来今は治療をしており、大変、感謝しております。金銭面においても高齢者にとっては、とても、ありがたく思っております。 祖父、祖母は民間のところでお世話になりましたが、それぞれ、施設によって、全く異なる部分もありました。是非、吹田市には、公的、介護老人保健施設がある、自治体として、これからは吹田市だからこそ出来るサービス、の継続を、よろしくお願い致します。 また、現在、お世話になっております、職員の皆様が守られますように、心から、お願い申し上げます。介護老人保健施設の職員の皆様には、いつも大変、お世話になり、心より感謝申し上げます。これからも母親を宜しくお願い致します。

No	分類	提出意見 ※個人情報※は●に置き換えています。
89	地域貢献の取組・反対	この度吹田市老健の今後の在り方に関する素案を読み一市民として意見を述べさせていただきます 私の後期高齢者の一吹田市民です。納税もしております。 吹田市老健は在宅復帰を使命とした入所者への支援、地域高齢者への在宅支援のための通所リハビリや訪問リハビリの介護保険事業に加え地域へ向けた高収益のある事業に取り組んでおられます 私は、仕事を退職後ボランティア活動で地域貢献しようと考えました。 吹田市老健では市民向けの講座の開催があると聞き、「回想法」という講座を受講しコロナ期（休み）を挟む約10年位吹田市介護老人保健施設で入所者様と月二回交流をさせていただいております 他に「五月丘ふれあいサロン」にて吹田市老健で講習を受けた仲間4人で月一回地域の高齢のお客様との「回想法の会」を開いております。「楽しみに待っています」と言われ吹田市老健で学んだことを広げることができて吹田市老健に感謝しております 吹田市老健は、たくさんのボランティアを受け入れており 入所者様との交流が盛んです 私の所属する傾聴仲間も参加しています。 地域住民の方を対象にした「認知症カフェ」や認知症の当事者と家族を支える「チームオレンジの拠点」としての機能を発揮しています こんな頑張っている吹田市老健を廃止または民営化にしないでください

No	分類	提出意見 ※個人情報※は●に置き換えています。
90	賛成・事業廃止の場合の対応・地域貢献の取組・事業団職員への処遇	吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後の方針(素案)に対する市民意見 (意見) 高齢化が進む中、財政的な自立と経営安定化が求められる公的な施設の将来を考えるための意見を出す機会を頂きありがとうございます。しっかり時間を取っていただきました。 D案<公の施設として廃止>を前提に取り組みを進めることには異論はありません。ただ入居者・職員・地域への影響を最小化する責任は設置した市と財団にあると思います。ことを進めるにあたり入居者・職員・地域市民の納得がいくまでの十分な時間と話し合う経過が必要ではないでしょうか。結果ありきで、性急と見受けられます。 具体的には、 ①介護老人保健施設等を運営する法人に対して意見聴取した調査結果では半数が「介護老人保健施設以外への転用」と回答されています。入居者は守られるのでしょうか。介護老人保健施設の定員総数の減少の課題について気になります。 ②吹田市介護老人保健施設事業団は介護保険事業においては施設運営だけではなく市民に向けて多様な自主事業を行ってききました(※別紙)。自主事業の減少は地域包括ケアシステムの推進と地域住民の参加の機会の減少をもたらすと思います。これらの事業の継続的な実施を譲渡条件に組み入れてもらっているのでしょうか。 ③優秀な職員を育てるのでしょうか。調査結果では全回答法人が「職員引き継ぎあり」との回答。良いと思います。施設には②の地域活動に関わった者を含め経験豊かな介護職員が多くいると見聞きしています。離職と定着が難しい介護業界において働きがいのある条件が確保できるように丁寧な職員引き継ぎの準備が整っているのでしょうか。 以上

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
91	地域貢献の取組	吹田市介護老人保健施設がこれまで果たしてきた役割と実績を踏まえると、現行素案は当施設の公的価値を十分に反映しているといえる。市立老健は、民間事業所とは異なり、単なる介護サービス提供にとどまらず、公的施設として地域包括ケアを推進する中核拠点としての役割を担ってきた。 具体的には、市民向けの介護技術講座、健康講話、認知症サポーター養成、回想法ボランティア育成、認知症カフェの運営協働、多世代交流など、市全体の福祉力を高める公益的事業を継続してきました。地域に人材を生み出す機能は、民間事業所にはない公的施設ならではの役割です。 また、保育園、幼稚園、小中学校との交流事業は、利益を求めない市立施設だからこそ継続できる取り組みであり、地域の多世代交流を支える重要な基盤となっています。認知症カフェにおいても、当事者、家族、地域住民が共に参加し、通所利用者が運営補助として関わるなど、地域共生の実績拠点として機能してきました。 しかし素案では、これらの取り組みが「通いの場の提供」など、“場所を貸すだけ”の役割として扱われているように見受けられます。これは、市立老健が担ってきた「地域づくり」「人材育成」「多世代交流」といった公的責務を十分に評価しているといえる。コロナ禍で一時中断した事業が再開し、新規メンバーが加わるなど、地域活動が再び活性化している今こそ、これまでの取り組みを維持するだけでなく、拡大、進化させる方向性が求められます。 以上を踏まえて、次の点を素案に反映することを求めます。 ・市立老健が民間にはない「地域包括ケアの中核拠点」であることを明確に位置づけること ・回想法ボランティアや認知症サポーターなど、市民人材育成を地域力の基盤として評価し、発展させる方針を示すこと ・認知症カフェを「場の提供」にとどめず、当事者、家族、地域住民が協働する地域共生の拠点として強化すること
92	反対	老健施設は吹田市の施設として残してほしい
93	反対	高齢者がふえるなか老健施設は必要です お金の問題ではないと思います 必要なものは市として守っていただきたい
94	介護人材の外部流出に対する懸念・反対	公の施設から経験と知識が豊富な介護職員がいなくなるとは問題だと思えます。 老健施設は吹田市の施設として残して下さい。
95	反対	高齢者の人口が増え、病院等、退院後のリハビリを行う必要がある時、老健施設が、内容も充実しているし、民間施設で受け入れが難しい事例が増えています。 吹田市が責任を持って運営して欲しい。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
96	反対	退院後の高齢者が生活するためのリハビリに必要不可欠です。 市が責任をもって運営すべきだ 市の公の施設として必ず残すべきだ
97	反対	吹田の老健が病院から自宅へ戻るための中間施設として果している役割は重要です。 社会全体が高令化している中で、こうした老後介護施設の充実は一層大切になっていきます。 地方自治体の役割は、国の方針と共に住民の要求・願いに応えるものでなければなりません。 今、吹田市政が進めている「民間委託」の方向はこうしたことに逆行するものと思います。 健康で安心して住める吹田のためにも必要な施設に赤字があっても、公金を投入して存続するのが地方自治の役割です。 どうぞ、吹田老健を存続して下さい。
98	反対	国の方針で病院でも赤字になっていく所があると聞いています。また病床をへらしていく方針も出ています。高齢者がこれからも増え続ける中、ゆっくり入院もできず。退院させられるようでは老健施設はますます重要な役割を果たすのではないのでしょうか？ぜひ今の形で残して下さい。 また吹田老健は他の施設で受け入れられが難しい方を受け入れてくれると聞いています。そんな施設をなくされては困ります。公の施設として残して下さい。
99	反対・地域貢献の取組	退院してすぐに自宅で過ごすことが困難であったり、家族としては不安に思うことも多いです。母が退院した時もその後老健でお世話になり大変助かりました。片山地域には吹田老健しか介護老人保健施設はありません。なくさないで下さい。 認知症カフェも長くしていたいていて地域の高齢者もよく行っています。 そのようなとりくみをされている所、近くではありません（知りません）このままの形で老健施設を残してほしいと思います。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
100	反対・決定までのプロセス・民間事業者に対する懸念	吹田市福祉部福祉室 生きがいグループ宛 バブリックコメント 先日、吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人介護老人保健施設の今後に見て驚きました。内容は、廃止し民間企業に移行との事。私が思うに、今の社会で民間移行は、完全に施設の維持を、放棄する事になると思うからです。福祉施設の維持は公共事業でこそ出来るのであって、黒字を追求する民間企業では出来ないと思うからです。今でも高齢化社会です、ますます高齢者が増える中で、社会に逆行する事であり、過去の住みやすく福祉の吹田と言われた時代を汚す施策と言えます。 よって、第一にこの施策を直ちに中止してください。 第二には、そこに働く職員の意見と、施設を利用されている方々の意見を、充分に聞かれて、取り入れてください。 第三には、仮に民間に移行されたとしても、廃止されたとともに、皆さんが安心される展望を示してください。 そもそも福祉活動とは、言わずもがなかも知れませんが、吹田市の財産であり、そこに働く職員の犠牲が伴い、多くのボランティアに支えられて成り立っていると思います。それらを壊してしまふ施策であると考えるので、直ちに白紙に戻される事を願う次第です。 吹田市民より
101	反対	公費投入による運営の数字的赤字だけを見て 吹田老健の存在を切り捨てるような方針に強く異議を唱えます。 吹田老健は、公的立場から地域に根差し開かれた施設として 認知症への理解 啓発を発信し高齢者やその家族へ寄り添い また施設事業としてたくさんボランティアを養成し 常に多くの外部視線を入れ続ける事により 今問題の虐待やその他の抑制に繋がってるとおもいます 職員の質の高さは言葉になりません 医療から次のステップへの架け橋となり続けてきた役目は市の誇れる大きな財産だともいえます。 超高齢化社会に入る今 民間施設だけにこのような活動を引き継ぐ事は難しいのではないのでしょうか？ 医療やリハビリを必要とする利用者の受け入れ先を民間だけに委ねた場合行き場のない人達が増えるのではないのでしょうか？ 吹田老健の役割りはこれからも大きいとおもいます。 在宅困難者やその家族の最期の砦となる努力をし続ける吹田老健の存続を強く求めます。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
102	反対・地域貢献 の取組・事業団 職員の処遇	吹田市介護老人保健施設及び、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の今後の在り方に関する方針に対するパブリックコメントについて ①吹田市介護老人保健施設事業団職員 ②今回の吹田市介護老人保健施設事業団（以下吹田老健とする）の今後の在り方について高齢福祉課より説明を受けましたが、吹田市の掲げている政策の一つである、福祉サービス充実できませんものであり、説明内容も「民間譲渡が成立するように働きかけはするが、後は知りません。」と言っている様にしか認識できませんでした。吹田老健は老健の役割である在宅から特養入所への中間の立ち位置であったり、在宅復帰に向けての重要な役割を行っておりまです。また、老健施設としての役割だけでなく、吹田市から委託されている事業や地域貢献事業、世代を超えた交流などにも力を入れています。これは、公の施設であるからこそのものであって、営利を重視する民間施設で実施するには非常に難しいこととです。地域の方々にも「吹田老健があるから安心です。困ったことは吹田老健に相談をしたら何とかなる。」という励みの言葉をたくさん頂いております。そのように地域に開かれた吹田老健をなぜ無くす必要があるのでしょうか。議会時の回答についても机上の空論であり、現場のことを理解されたうえで回答されていますか。私たちは吹田市の高齢福祉課の指示通り、今までサービス、事業をおこなってきました。人件費、光熱費、物価高騰による影響は予測が出来ていたことであり、吹田老健の運営状況が悪化しているのは吹田市の責任であると考えます。吹田市が責任をもって吹田市老健を民間譲渡せずに運営が継続できるように残す為に、吹田市の準じた賃金を払い、若い世代に介護の仕事が素晴らしき職業であることをアピールしていく為に吹田老健を残して下さい。 尚、吹田老健は5階建てであり、使用していないスペースがあります。空きスペースを有効活用して新事業もできます。新事業を模索して、安定した運営を目指していきます。 以上

No	分類	提出意見 ※個人情報●●に置き換えています。
103	反対・地域貢献 の取組	1. 老健施設の民営化には反対です。規模を縮小してでも継続を願います。 サ高住は増えています。緊急的、経済的な問題を抱えている市民にとっては、最後の砦になっています。 2. この施設の中で、たくさん市民が、ボランティアとして活動しています。 福祉分野でボランティアをしたいという市民は多いと思います。私もこの施設で研修を受けボランティアをしています。メンバーも増え、利用者の方でも喜んで下さるので、やり甲斐を感じています。 これだけたくさんボランティアを受け入れて、市民が活動する場を提供して下さっている施設は少ないと思います。 3. 利用されている方々が、いつもとてもいい顔をされています。 職員の方が日々丁寧に接しておられるのだと思います。 利益でなく利用者目線のサービスの提供は、福祉分野でとても大事なことです。 4. この施設をたくさんの方に見て頂き、存続の必要性や重要性を感じて頂けたらと思います。
104	その他	吹田老健に入所してる者です 面会の差し入れ厳しすぎる いつもでもコロナを引きずってる 三階の看護師上から目線挨拶しても知らん顔見て上げてる感すごい入所者気使ってるように見える
105	反対	高齢者が増える民間施設で受け入れが難しい事例が増えてくることが予想されます。これまでの吹田老健の役割が担い続けられるよう、公の施設として残してください。 ●●● ●●● ●●● ●●●
106	反対	赤字を理由の1つにあり方となっていますが こういった施設は超高齢化社会の今 必要不可欠な場所であり、ていがない対応 するべき所で経営のむずかしさは 仕分のないことだと思えます。 お金がないからでなく市民にとって 必要なのか、その中でどうしたらよいのか きちんと考えた上でどうするか考えるべきです
107	反対	地域の民間の老人施設も、経営離や人手不足などで、どんどん減っています。 入院後のアフターケア、家に帰れない。1人で、暮らせない高令者の受け皿として、老達は、絶対必要です

No	分類	提出意見 ※個人情報●に置き換えています。
108	反対	吹田老健は市の財産なので安易な売却をするのはやめて下さい。
109	反対	20年以上前に看護師として働いていました。 他の施設には入所が難しい場合などに受け入れてもらえた経験をし、本当に必要な施設であったし、今後も必要な施設であると思います。 改めて、存続を強く望みます。
110	反対	現行でも、必要な方々が多くなっているのに、早急に問題を考えるとこのまま残していくべきだと思います。
111	決定までのプロセス・反対	このパブコメの期日があまりにも短かく残念すぎます。 どのパブコメも「一応ききましたよ」的に形だけのようになり市民の声をききたくないのでは…と怒ります。 片山の老健施設は職員の皆さん、経験と知識のある方ばかりでは是非吹田市の施設として残してほしいです。 年をとっても安心してくらせる吹田に！！
112	反対	・吹田市が必要として開設された施設なのに、赤字だからといって閉鎖するのではなく、今後も継続できる努力をしてほしいと思います。
113	決定までのプロセス	今後のあり方を決めるための決め方が拙速すぎるのではないのでしょうか。 医療を必要とする、急性期ではない、利用者は多いのではないのでしょうか。
114	反対	福祉を赤字・黒字で運営が左右されるものであってはならないと思います。運営がきびしくなるのなら、自治体が責任を持って市民が安心してすごせる施設を運営するのはあたり前のことです。 高令者が病院から次に行ける所は、安心してすごせる老健です。今までのつみ重ねを大切にしてください。 ”住みつけたい街吹田”を考えてください。 ベテランの職員さんの力は他では手に入らないものです。 再考してください。
115	施設サービスの存続を希望	退院後の高齢者が家庭で生活するためのリハビリを行う老健施設は、健康で暮らせるまちに必要な施設です。 赤字だからすぐ廃止とするのではなく、吹田市の高齢者の中でも吹田老健でしか受け入れられない人がいるのが現状ですので、セーフティネットとして機能している施設を存続するのは、市民を守るうえでも大事です！！残して下さい！！

No	分類	提出意見 ※個人情報保護法第26条に置き換えています。
116	反対	これから、まだまだ高令化社会に向かっています。 そういう中で、介護老人保健施設の弱体化は、絶対に止めて欲しいと思います。 高令者が入院し、在宅復帰を目指す次の段階としての、看護やリハビリ、介助を行える老健は、是非、市の責任でやって欲しいです。
117	反対	老健は本来、在宅を最終目的という役割があります。これが特養との違いです。こういった目的の為、リハビリもちゃんと機能しているはずですが。 利用者さんも50才前後～60前後の方もいるはずですが。 その方達は、家に帰ることを目標にリハビリを頑張っているのです。 吹田市がからんでいたのが民間と比べ、きちんと体制ができていました。そして、他施設と比べ安価。継続していくべきです。
118	施設サービスの希望	追記 医療体制もしっかりしています (Dr.看護師も、スタッフの4割程度占めている)
119	反対	●●●●●●に住んでいます。 介護が必要としている人や家族にとって、老健は大事は施設です。地域の老人福祉をささげる施設だとも思います。赤学つづきだからといって、すぐになくさず、存続できるようにしたいです。
120	施設サービスの希望	年をとっても自立して、安心して在宅で生活できることはとても大切なことだと思います。 親が介護状態になったら、子ども世代が仕事を続けられなくなることもあるということをおっしゃった、高令者だけでなく、現えき世代にとっても大切です。社会を活性化させるためにも公の責任で老健を守ってほしいです。
121	反対	・ これからますます高齢者が増えるので、受け入れる所が1つでも多くあると安心。
122	地域貢献の取り組み・施設サービスの希望	公の老健施設は、吹田市の大切な施設です。 存続を望みます。 高令者の人口が年々ふえる中、病院退院後の看護やリハビリの施設として、今のまま継続して欲しいです。 回想法ボランティアをしているひとりなんですがとても意義のある取組なので、ぜひ、活動を続けたい。残してほしい。 老健は絶対、必要です。！！ 署名運動したい。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
123	反対	民間の施設も増え、サービスの多くなりには思いますが、吹田市としての施設として、残してほしい。 公的な施設として
124	反対・決定までのプロセス	・赤字だから、「公的責任から手をひく」ありきには反対。 ますます高齢化がすすむ日本の将来をすべてを民営化に梃取りしていくのは、地方自治体のあるべき姿ではないと思う。公的責任について、市議会でもっと議会で議論してほしい。 ・パブリックコメントは、もっと余裕をもって集約してほしい。
125	反対	退院後の高齢者が家庭で生活するためのリハビリを行う老健施設は、一人世帯がふえてる中、健康でくらせる町に必要な施設です。 吹田市が責任を持って運営して欲しい。
126	反対・事業団職員の処遇	・高齢化社会になってきている現状の中で、老健施設がなくなるということは、どう考えても考えられません。 吹田市の施設として、老健はのこしてほしいです。 又、そこで働く専門職員を守っていくことも、大切なことです。 これまでの老健の役割が担い続けられるよう要望します。
127	反対	民間施設に入れない人の受け入れ先として、公の施設である老健はぜひ残して欲しいです。本来に必要な施設だと思います。
128	反対	退院後に家庭生活を送るためのワンクッション。 今後でも利用する方が増加することは予想されます。 公的な責任で運営しつづけて下さい。
129	決定までのプロセス・その他	・長らく市民の健康維持、補助の為に作られ活かされてきた施設を何故急いで市民の声も聞かず、問わずに無くそうとされるのですか？ ・市民病院が健都に移転とする折にも一切老健のことに説明もなく今後の予定も知らされることがなく拙速な進め方だと思います。 今一度立ち止まって市の声を聞いて検討をして頂きたいと思います ・新たな老健を建設することを検討して下さい。
130	反対	老健施設は吹田市の施設として残して欲しい これから増々老人が増えていく中でなくなすのはおかしい。 生きがいや居場所づくりに必要ではないか。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
131	反対・介護人材の外部流出に対する懸念	地域に高齢者福祉の担手は必要です。 公の施設から経験と知識が豊富な介護職員がいなくなことは問題です。老健施設は吹田市の施設として、絶対残して欲しいです！
132	介護人材の外部流出に対する懸念	老健施設を残して欲しい。施設を利用していたので本当に感じのいい職員さん達でした。 話しもしやすく、相談にも乗っていただきました。 本来に福祉の担い手として残して欲しい。
133	反対	・退院後に高令者、特に1人ぐらしの人が家庭で生活するためリハビリを行う老健施設は絶対必要なものです。 ・今でも少ない老健施設です。民間では受け入れがむずかしい（費用）中、絶対に無さないとほしい、公の施設としてです。
134	反対	吹田市介護老人施設の存続を求めます。 ・介護施設はどこもきびしい運営であることは承知している ・しかし、高齢化が一段とすすみ介護施設の役割はますます増大しているのも事実です。 退院後の生活の自立を支援する中間的な施設は重要です。入所は入りたくても入れないのが現実。短期的な入所のあり方が定員を充足できないのも問題。制度を改善することが必要。 ・市民が老後を安心して、迎えるためには、吹田市が公的な責任を発揮するときです。 ・吹田市は唯一の老健施設の運営を支えることが最善だと考えます。
135	反対	高齢者の人口が増え、ますます老健施設の役割が必要になっていく今、吹田市の施設として、残してほしいです。 病院退院後、在宅での生活が難しい状況で、リハビリが出来る施設は、老人にとってありがたいことか、家族が体験出来たことは、余計に実感します。 大事な施設は、吹田市として、心から残してほしいと願います。
136	反対	老健施設を吹田市の施設として残して下さい。よろしく願います。
137	反対	吹田老健は、退院後にリハビリなどを行い、自宅へ帰っても自立して生活できるよう支場する施設として、長年、市民生活に貢献しています。近所の高令女性もお世話になり、今ではバキ一で歩けるようになっていきます。 市民が安心して高令期を迎えられるためにも、吹田市が公的責任を発揮し運営を支える役割を果たし存続のための、努力してほしい。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
138	民間事業者に対する懸念	吹田市内を見渡し回ると、道路・公園・にタバコの吸殻や犬のフン・菓子ゴミ電気製品や弁当ゴミが連日捨てられている。なぜ自分達の生まれ育った吹田の街をゴミの街にするのかと考える日々です。今、私が思いつくのは、「古里」と思っていないのではないのか？というものです。千里ニュータウンが出来て50年以上生まれた人も育った人も多いと思うが、まだ何世代も重なった街とはなっていない。「古里」は子供を安心して産めて育て、そして働いて年老いてゆく、その人生を安全・安心して暮し繋いでゆくと思える街ではないだろうか、吹田市は土地開発などでドンドン人口を増やしている。しかし、終のすみかとして安心出来る街となっていくのか？吹田市のこの計画はこれに反する物と思う。国鉄民営化以降の公共事業を民間にして、この社会でまともにも事業発展して、安全安心し事故も不正も起こしていない事業は無いし、民営化は大きな失敗と言える。民間に任せる以上採算から利益優先で公共性が削がれてゆく。まして今回は直接に人・老人である。最近起こっているイジメ・暴力が行なわれている。改修期に岸部に移転し各医療機関とタッグを組んでいくべきだ。では財源は、今行なわれている、市の北千里・佐井寺再開発事業を中止して、「古里」再生に向けていくべきである。
139	反対・事業団職員の処遇	公の施設から経験と知識が豊かな介護職員がいなくなるとは問題であり、安心して老後を暮らしたいと願っている市民にとって、大変心配な状況になります。本来は国が安心安全な暮らしを率先して、自治体を指導して、税金を住民のために使うことが当り前の事だと思えます。しかし、身近な吹田市が責任を、もって、まずは住民を優先して、公の施設として、がんばって残してほしい。そして、そこで働く職員の生活保障にも力を入れてほしいと思います。命を預かる転場ががんばっている職員さん達が長く働けるような賃金保障が重要です。
140	反対・地域貢献の取組	ますます進む、高齢化社会。高齢者の生命と健康を守るのは言わずもがを行政・市の任務である。「老健施設」が赤字なのは、ますます重要になってきたからでは？むしろ他の地域にもこのような施設は公的責任としてふやしていくべきでは？私の住む山田地域は、カフェ適施設の利用者はますます増加、ボランティアもいきいきと活動している。「100才体操」も実施場所人数もふえていると聞く。吹田市の介護老人健康施設のような実績ある機関や施設はますます求められ、現存する「吹田老健」守り、地域の人々と存続させていくべきではないでしょうか。むしろ充実、発展させるべきだと思います。
141	反対	高齢者の人口が増えると、民間施設で受け入れが難しい事例が増えることが予想されます。これまでの吹田老健の役割が担い続けられるよう、公の施設として残してください。

No	分類	提出意見 ※個人情報 は●に置き換えています。
142	反対	吹田市介護老人健康施設で、在宅復帰を目的として入所し、退院後、看護やリハビリ、介護を行っての在宅復帰率は50%にもなると聞いています。今後、高齢者が更に増えると、私の様に難病を抱えた人達も増え、民間施設で受け入れが難しい事例が増えることが予想されます。 これまでの吹田老健の役割が担い続けられるよう、公の施設として残して下さい。 吹田市●●●●● (●●●●)
143	反対	①吹田片山地域の介護老人健康施設は公的が必要です。なくしてはならないものです。 ②在宅復帰を目的として入所、病院から退院後のリハビリに高令者家庭で生活するためには絶対に必要な現在老健施設を残してほしいです。 吹田市が責任をもって運営して欲しいです。 ●●●●● ●●●●●
144	反対・介護人材の外部流出に対する懸念	公の施設には、経験と知識が豊富な介護職員の方々が大勢おられます。その方々が、いなくなるとは、問題です。老健施設は、吹田市の施設として残して欲しいです。 ●●●●● ●●●●●
145	反対	えっ！あの老健施設をつぶすんですって！！ 老人施設が、今後入所もきびしくて、私の老後が心配の日々ですのに、吹田市が、先進的に作ってきた施設を、そんなに急いでつぶすのはひどいと思います。 公共を担う市役所が、なんでも民間まかせでは、財力のきびしい人、情報にアクセスしにくい人等々、こぼれていくのは目にみえています。 私の回りでも、老健でお世話になって本当に助かったという人達が何人かいます。職員さんもていねいでよかったですと聞いています。市役所は市民の生活と健康を守るための支出はしっかりすべきです。よろしくお願いします。

No	分類	提出意見 ※個人情報●●に置き換えています。
146	施設サービスの 存続を希望	母が認知症でお世話になりました ていねいに接して頂き、 家族にしては、急に入れる施設がない折に 非常に世話になりました こういう施設はぜひ必要です なくすのは絶対反対です
147	反対・地域貢献 の取組	地域に高令者福祉の担い手は、今後も増々必要です。 特に片山地域にはこのような施設がなく、大切な財産です。 地域でボランティア活動も多くの方が活動されていると聞きます。今後も継続してできるためにも残して下さい。
148	反対	健康で暮らせる吹田市を続けていくために長きにわたって高れい者のくらしを支えてきて頂いた吹田の老健施設の存続は絶対必要 です。 存続をおねがいします。
149	反対	高齢化社会に進んでいく中で、老健施設はなくてはならないものです。 なぜ廃止するのか、吹田市が手を抜こうとしているのか、理解できません。 高齢化社会に進んでいく中で老健施設は、無くってはならないものです。 なぜ廃止するのか、また、なぜ吹田市が手を抜こうとしているのか理解できません

市内民間介護老人保健施設の稼働状況

項目	ウエルハウス協和	フェリーチェ吹田	千里	たるみの里	つくも	吹田徳洲苑	(参考) 吹田市 介護老人 保健施設
定員	136人	100人	100人	133人	90人	159人	100人
入所者数	127人	79人	97人	114人	81人	153人	73.4人
稼働率	93.4%	79.0%	97.0%	85.7%	90.0%	96.2%	73.4%

※ 吹田市介護老人保健施設は令和7年度（2025年度）平均入所者数。

※ 吹田市介護老人保健施設以外は令和8年（2026年）3月31日時点の入所者を各施設への聞き取りにより確認。

吹田市介護老人保健施設及び一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団の
今後のあり方に関する方針における大規模改修費・解体撤去費の積算根拠

(単位：百万円)

区分		金額
大規模改修	建築工事	741
	電気設備工事	255
	機械設備工事	491
	委託料（設計、工事監理）	70
計		1,557
解体撤去	解体撤去工事	893
	委託料（設計、工事監理）	55
計		948
合計		2,505

※ 過去の実績等を参考とした概算推計

公設の介護老人保健施設を民間に事業譲渡した近隣自治体の主な事例

自治体	譲渡時期	運営法人		概要			
		譲渡前	譲渡後	入所者	職員の処遇	建物	土地
1 兵庫県伊丹市	平成21年（2009年）4月	社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団	社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団	継続入所	継続雇用	無償譲渡	無償貸付
2 大阪府豊中市	令和2年（2020年）4月	一般財団法人 豊中市医療保健セン ター	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団	継続入所	継続雇用	無償譲渡	有償貸付
3 大阪府大阪市	令和2年（2020年）4月	医療法人 清翠会 ほか4法人	医療法人 清翠会 ほか4法人	継続入所	継続雇用	有償貸付	有償貸付

買戻し特約の詳細

項目	内容
定義	不動産の売主が、売買契約と同時に、将来その不動産を買い戻すことができる権利を留保する特約
法的根拠	民法第 579 条～第 585 条
設定方法	売買契約と同時に設定することが必要（後からの設定は不可）
買戻し期間	最長 10 年間
買戻し代金	売買代金＋契約費用 が原則
対抗要件	不動産登記が必要（買戻特約の登記）
第三者への対抗	登記により第三者（転得者）にも対抗可能
行使方法	期間内に買戻し代金を提供して行使
効果	買戻しにより所有権が売主に復帰する
特約の消滅	・ 期間満了 ・ 買戻権の行使 ・ 買戻権の不行使 ・ 買戻権の放棄

